

申告書別表の記載例

(グループ通算制度適用法人用)

令和4年11月（令和5年3月改訂）

国税庁（法人番号：7000012050002）

I	活用に当たっての留意事項	4
II	各表の記載例	
1	中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）	5
	・ 設例①－1：当初申告における軽減対象所得金額の計算	6
	・ 設例①－2：所得金額が変動する場合（遮断措置）	9
	・ 設例①－3：所得金額が変動する場合（全体再計算）	11
2	外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）	13
	・ 設例②－1：当初申告において外国税額控除の適用を受ける場合	14
	・ 外国税額の控除額に変動が生じた場合の処理	18
	・ 設例②－2：適用事業年度の税額控除額が変動する場合（進行年度調整）	21
3	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）	27
	・ 設例③－1：当初申告において一般試験研究費に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合	28
	・ 設例③－2：自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させる場合）	32
	・ 設例③－3－1：自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させるとともに取戻し課税を行う場合）	35
	・ 設例③－3－2：適用対象事業年度において非特定欠損金額が生じた場合（取戻し課税）	37
	・ 設例③－3－3：非特定欠損金額が生じた事業年度後の調整及び取戻し超過がある場合（進行年度調整）	39
4	損益通算（別表七の三）	43
	・ 設例④－1－1：当初申告において期限後申告をした通算法人の損益通算	45
	・ 設例④－1－2：当初申告が期限後申告である通算法人が修正申告をする場合	47

- ・ 設例④－２－１：グループ全体が欠損超過のため遮断措置が適用されない場合（全体再計算） 48
- ・ 設例④－２－２：全体再計算後に欠損金額が減少する場合（遮断措置） 50
- 5 欠損金の通算（別表七（一）、七（二）、七（二）付表一、七（二）付表二） 52
 - ・ 設例⑤－１：当初申告における欠損金の通算 54
 - ・ 設例⑤－２－１：欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初被配賦欠損金控除額がある場合） 60
 - ・ 設例⑤－２－２：欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初配賦欠損金控除額がある場合） 64
 - ・ 設例⑤－２－３：他の通算法人に配賦した非特定欠損金額が過大であった場合の遮断措置（取戻し調整） 66
- 6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二） 68
 - ・ 設例⑥－１：当初申告において令第19条第２項の規定を適用する場合 69
 - ・ 設例⑥－２－１：令第19条第２項（特例）の適用の判定 72
 - ・ 設例⑥－２－２：概算控除を適用していた通算法人が修正により特例を適用することとなる場合（全体再計算） 73
 - ・ 設例⑥－２－３：遮断措置があった場合における控除不足となる金額の益金算入 77
- 7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表） 81
 - ・ 設例⑦－１：当初申告における通算定額控除限度分配額の計算 82
 - ・ 設例⑦－２－１：更正通知書（全体再計算）が送達された場合の計算過程 85
 - ・ 設例⑦－２－２：全体再計算後に支出交際費等の額が変動する場合（遮断措置） 87
- Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー 89

I 活用に当たっての留意事項

- ・ この記載例は、令和5年2月1日現在公布されている法令に基づき作成しています。
- ・ グループ通算制度は、通算グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度です。そのため、通算法人（通算グループ内の各法人）が申告に当たって作成する法人税申告書別表のうち一定のものについては、通算グループ内の他の法人の法人税申告書別表に記載する金額を集計等する必要があります。

この記載例は、通算法人が作成する法人税申告書別表に記載すべき各金額について、そのつながりや対応関係を明らかにすることでグループ通算制度への理解や適正申告の一助となるよう作成したものです。

なお、この記載例は一定の仮定に基づきますので、実際の中間申告、確定申告、修正申告又は更正の請求に当たっては、関係法令や法人税申告書別表に係る記載要領（国税庁ホームページ）を確認する必要がある点に留意してください。

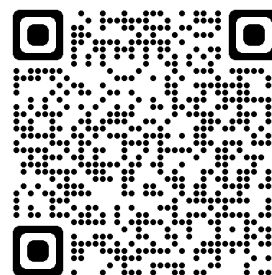
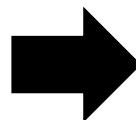
【略語】

- ・ 法……………法人税法（昭40法律第34号）
- ・ 令……………法人税法施行令（昭40政令第97号）
- ・ 規……………法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
- ・ 措法……………租税特別措置法（昭32法律第26号）
- ・ 措令……………租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
- ・ 令2改正法附則………所得税法等の一部を改正する法律（令2法律第8号）附則
- ・ 通法……………国税通則法（昭37法律第66号）
- ・ 基通……………法人税基本通達（昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達））
- ・ Q&A ……………グループ通算制度に関するQ & A（国税庁ホームページ）

国税庁ホームページでは、この記載例のほかに各種参考となる情報を提供しています。

➤ グループ通算制度について

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/index.htm



1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

（別表一付表の作成の目的）

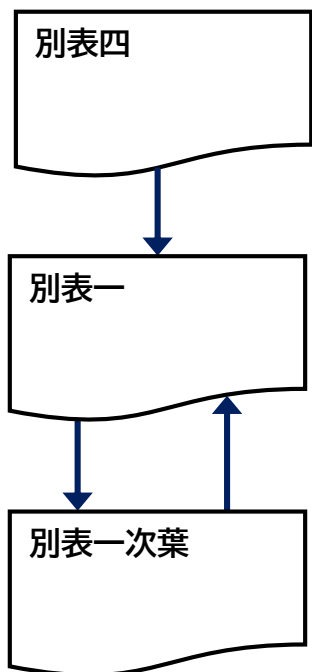
中小通算法人等（※）の所得金額のうち、軽減対象所得金額（年800万円を各中小通算法人等の所得金額の比であん分）以下の金額に対する税率は15%とされています（法66③⑥⑦、措法42の3の2①～③）。この表は、中小通算法人等がその事業年度（その中小通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において軽減対象所得金額を計算する場合に使用します。

（※）中小通算法人等とは、中小通算法人又は通算親法人である協同組合等をいい、中小通算法人とは、大通算法人（通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人がその各事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等一定の法人に該当する場合におけるその普通法人）以外の普通法人である通算法人をいいます（法66⑥）。

具体的な判定については、「[中小通算法人の判定](#)」を参照してください。

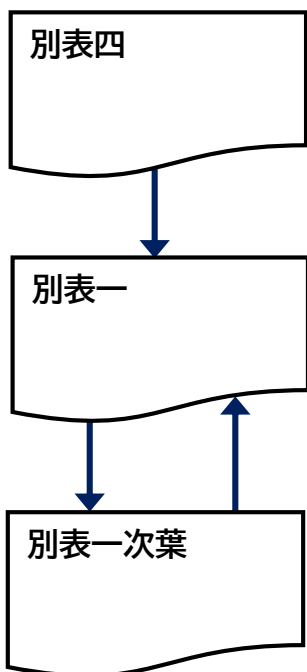
〔別表一付表の使用イメージ〕

【非通算法人】



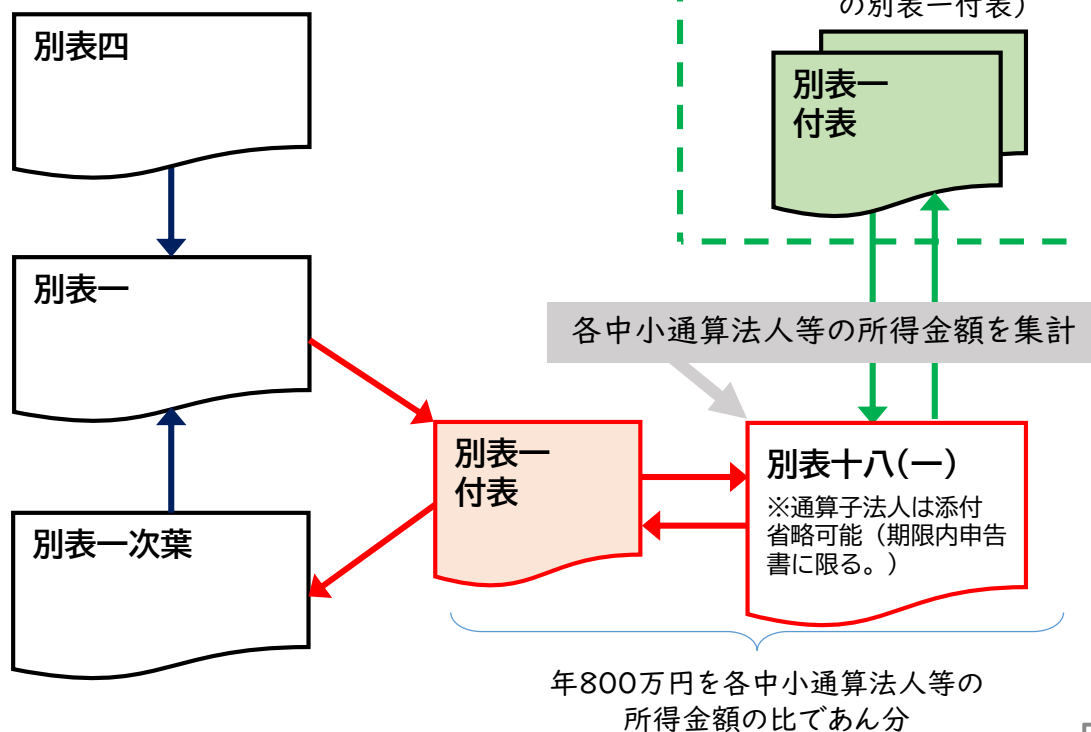
※別表一付表は使用しません。

【通算法人（中小通算法人等以外）】



※別表一付表は使用しません。

【通算法人（中小通算法人等）】



1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

【設例①－１】：当初申告における軽減対象所得金額の計算

・通算法人であるP社、S1社及びS2社の事業年度及び所得金額はそれぞれ次のとおりです。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X年 8月 31日 (期限内申告・中途離脱)
所得金額	23,456,100円	12,345,400円	3,456,780円

【P社の別表一付表「１」】

⇒ 別表一「１」の金額を記載

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する
明細書

		事業年度
所得金額 (別表一「１」)	1	23,456,100

【S1社の別表一付表「１」】

⇒ 別表一「１」の金額を記載

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する
明細書

		事業年度
所得金額 (別表一「１」)	1	12,345,400

【S2社】…別表一付表は使用しない。

別表一付表は、中小通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度において法第66条第6項《各事業年度の所得に対する法人税の税率》又は措法第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》の規定の適用を受ける場合に使用することとされています。

S2社はX. 8. 31で通算グループを離脱しており、その事業年度はP社の事業年度終了の日に終了するものではないため、別表一付表は使用しません。

(注) 別表一「１」がマイナス(欠損)の場合は「０」を記載します。

1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等		X・4・1 X+1・3・31	法人名		P社
法人名	通算親法人				
	P社	S1社			計
	1				
法人番号		※本設例では記載省略		通算子法人が複数の場合は、通算子法人別に記載します。 ⇒本設例ではS2社は記載不要。	
納税地		2			
事業年度等	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書					
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)		4	円	円	円
			23,456,100	12,345,400	35,801,500

国税庁から通知を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。

通算親法人（P社）の期限内申告書にこの明細書（別表十八（一））が添付されている場合には、他の通算法人の期限内申告書（その通算親法人の期限内申告書に係る事業年度終了の日を終了する当該他の通算法人の事業年度に係るもの）にこの明細書を添付する必要はありません。

【P社の別表一付表】

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

所得金額 (別表一「1」)	1	円	23,456,100
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八（一）「4の計」)-(1)	2		12,345,400
計 (1)+(2)	3		35,801,500

【S1社の別表一付表】

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

所得金額 (別表一「1」)	1	円	12,345,400
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八（一）「4の計」)-(1)	2		23,456,100
計 (1)+(2)	3		35,801,500

1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

○軽減対象所得金額の端数処理について（基通16-4-2）
別表一次葉「49」に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てられることとなりますが、①軽減対象所得金額について切り捨てられる金額と②課税標準（所得金額）について切り捨てられる金額を比較し、①が②の金額を超えるときは、①の金額を切り上げて計算します。この計算を行った結果、軽減対象所得金額の合計額が800万円を超える場合、通算グループ内の中小通算法人等のうち切捨超過額（①の金額が②の金額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。）が最も少ないものから順次、その合計額が800万円を超えないこととなるまで、軽減対象所得金額に係る端数の金額を切り捨てます。

(端数処理前)

・ P社

$$: 8,000,000円 \times \frac{12}{12} \times \frac{23,456,100}{35,801,500} = 5,241,367円$$

・ S1社

$$: 8,000,000円 \times \frac{12}{12} \times \frac{12,345,400}{35,801,500} = 2,758,633円$$

(端数処理) [①>②につき両社切上げをすると軽減対象所得金額の上限(800万円)を超える場合]
・ 切り捨てられる金額の比較

	①	②	①>②	切捨超過額	順序	処理
P社	367円	100円	該当	267円	2	切上げ
S1社	633円	400円	該当	233円	1	切捨て

・ 端数処理後の軽減対象所得金額

P社 : 5,241,367円→(千円未満切上げ) =5,242,000円

S1社 : 2,758,633円→(千円未満切捨て) =2,758,000円

> 8,000,000円

【P社の別表一付表】

軽減対象所得金額		
$(800万円 \times \frac{12}{12} \times \frac{(1)}{(3)})$	4	5,241,367
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 ((1)と(4)のうち少ない金額)	5	5,241,367

【S1社の別表一付表】

軽減対象所得金額		
$(800万円 \times \frac{12}{12} \times \frac{(1)}{(3)})$	4	2,758,633
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 ((1)と(4)のうち少ない金額)	5	2,758,633

【P社の別表一次葉】

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	49	5,242 000
(1)のうち特例税率の適用がある協同		

【S1社の別表一次葉】

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	49	2,758 000
(1)のうち特例税率の適用がある協同		

1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

【設例①－２】：所得金額が変動する場合（遮断措置）

- ・ 通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況（当初申告・修正申告）はそれぞれ次のとおりです。
- ・ S2社は当初申告における所得金額が900,000円過少であったため、修正申告を行います。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
事業年度		自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	
当初申告	所得金額	2,000,000円	7,500,000円	3,000,000円	12,500,000円
	軽減対象所得金額	1,280,000円	4,800,000円	1,920,000円	8,000,000円
修正申告	所得金額の増加額（＋）	—	—	<u>+900,000円</u>	<u>+900,000円</u>
	修正申告後の所得金額	—	—	3,900,000円	13,400,000円

○遮断措置の適用と全体再計算について（具体的な判定については89ページ以下参照）→参考：[Q&A問77](#)

- ・ 中小通算法人等の所得金額が当初申告所得金額（通算事業年度の期限内申告書に所得金額として記載された金額）と異なることとなった場合には、当初申告所得金額を所得金額とみなすこととされています（中小通算法人等の所得金額の計算に誤りがあった場合においても、軽減対象所得金額は変わらないこととなります。）（法66⑧、措法42の3の2③二三）。→「[遮断措置](#)」
- ・ 他方、通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次の場合のいずれかに該当するときは、遮断措置を適用しないこととされています（法66⑨、措法42の3の2③二）。→「[全体再計算](#)」
 1. 遮断措置を適用しないものとした場合における別表一付表「計3」の金額が800万円以下である場合
 2. 法第64条の5第6項《損益通算》の規定（欠損事業年度の全体再計算）の適用がある場合
 3. 法第64条の5第8項の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用がある場合

⇒ 本設例においては、所得金額の通算グループ計（13,400,000円）が800万円超であり全体再計算の要件を満たさず遮断措置が適用されることから、S2社のみ修正申告書を提出することとなります。

1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書			事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社	
法人名	1	通算親法人	S1社			S2社	計
		P社					
法人番号	2	※本設例では記載省略			通算子法人が複数の場合は、通算子法人別に記載します。		
納税地							
事業年度等	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・	・	
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書							
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円
		2,000,000	7,500,000	3,900,000			13,400,000

別表十八(一)

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(一)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

※当初申告所得金額…3,000,000

【S2社の別表一付表（修正申告）】

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
所得金額 (別表一「1」)	1	円	3,900,000		
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」)-(1)	2		9,500,000		
計 (1)+(2)	3		13,400,000		
		軽減対象所得金額 (800万円× $\frac{12}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$)		4	1,920,000
		(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 ((1)と(4)のうち少ない金額)		5	1,920,000

S2社の別表一次葉「49」に転記

⇒ 修正申告又は更正の請求をする場合において、遮断措置が適用されるとき別の別表一付表「4」には、期限内申告書の別表一付表「1」及び「3」の金額により計算した金額を記載します。
(注) 既に通算事業年度について全体再計算（9ページ3.の場合を除きます。）による修正申告書の提出又は更正がされていたときは、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「1」及び「3」の金額として計算される金額により、「4」の金額を計算します。
⇒ 本設例における別表一付表「4」の計算過程は、
 $8,000,000 \times 12/12 \times 3,000,000/12,500,000 = 1,920,000$
となります（所得金額の計算に誤りがあった場合においても、軽減対象所得金額は変わらないこととなります。）。

1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

【設例①－3】：所得金額が変動する場合（全体再計算）

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・通算グループ内の各法人の所得金額の計算に誤り（S1社は所得金額の減少、S2社は所得金額の増加）があることが判明したため、P社及びS1社は更正の請求を、S2社は修正申告をそれぞれ行います。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
事業年度		自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	
当初申告	所得金額	2,500,000円	7,000,000円	3,000,000円	12,500,000円
	軽減対象所得金額	1,600,000円	4,480,000円	1,920,000円	8,000,000円
	軽減対象所得金額以下の金額	1,600,000円	4,480,000円	1,920,000円	8,000,000円
所得金額の増減の状況	所得金額の増加額（＋）	－	－	<u>+900,000円</u>	<u>+900,000円</u>
	所得金額の減少額（▲）	－	<u>▲6,000,000円</u>	－	<u>▲6,000,000円</u>
修正に係る各金額	所得金額	2,500,000円	1,000,000円	3,900,000円	<u>7,400,000円</u>
	軽減対象所得金額	2,702,703円	1,081,081円	4,216,216円	8,000,000円
	軽減対象所得金額以下の金額	2,500,000円	1,000,000円	3,900,000円	7,400,000円

- ⇒ 中小通算法人等の軽減対象所得金額については、年800万円を各中小通算法人等の所得金額の比であん分することとされています。
- ⇒ 本設例のように、所得金額の通算グループ計（7,400,000円）が800万円以下となった場合には、遮断措置は適用されず、通算グループ全体で軽減対象所得金額を再計算することになります（**全体再計算**）。
- ⇒ 本設例においては、P社の所得金額は当初申告から変わりませんが、全体再計算の結果、軽減対象所得金額以下の金額が増加することにより法人税額が減少します。そのため、P社についても更正の請求の対象となります。

1 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

		事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社	別表十八(一)
法人名	1	通算親法人	P社	S1社	S2社	計
法人番号	2	※本設例では記載省略			通算子法人が複数の場合は、通算子法人別に記載します。	
納税地	2	※本設例では記載省略			※当初申告所得金額…7,000,000	
事業年度等	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	・ ・	・ ・
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書						
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円
		2,500,000	1,000,000	3,900,000		7,400,000

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(一)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

【S1社の別表一付表（更正の請求）】

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社	別表一付表
所得金額 (別表一「1」)	1	円	1,000,000			
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」)-(1)	2	円	6,400,000			
計 (1)+(2)	3	円	7,400,000			
軽減対象所得金額 (800万円× $\frac{12}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$)				4	1,081,081	
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 ((1)と(4)のうち少ない金額)				5	1,000,000	

⇒ 修正申告又は更正の請求をする場合において、全体再計算の適用があるときの別表一付表「4」には、その修正申告又は更正の請求に係る別表一付表「1」及び「3」の金額により計算した金額を記載します。

⇒ 本設例における別表一付表「4」の計算過程は、
 $8,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{1,000,000}{7,400,000} = 1,081,081$ となります。

(※) P社の更正請求書及びS2社の修正申告書にそれぞれ添付する別表一付表「4」についても、S1社と同様、その更正の請求及び修正申告に係る別表一付表「1」及び「3」の金額により計算した金額を記載します（本設例では記載省略）。

S1社の別表一次葉「49」に転記

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

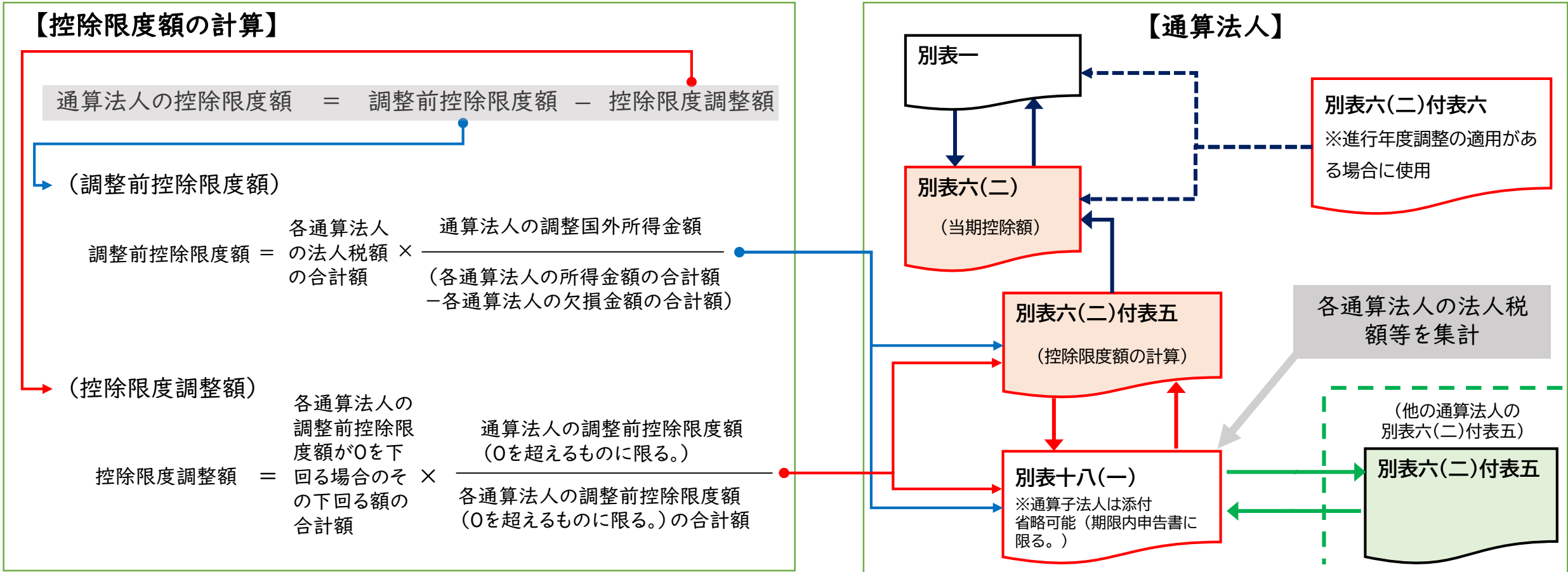
（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六の作成の目的）

通算法人が各事業年度において外国法人税を納付することとなる場合には、通算グループ内の各法人の法人税額や所得金額等を基に算出した控除限度額を限度として、その外国法人税の額をその事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされています（法69①⑭、令148）。別表六(二)（※）及び六(二)付表五は通算法人がその事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り。）において法第69条《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。別表六(二)付表六は、通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。）が同条第18項又は第19項（これらの規定を同条第23項又は第24項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

（※）別表六(二)は非通算法人・通算法人共通の様式になります。

〔グループ通算制度における外国税額控除の仕組み〕

〔別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六の使用イメージ〕



2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

【設例②－１】：当初申告において外国税額控除の適用を受ける場合

- ・ 通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・ 事業年度はいずれも[自X年4月1日至X+1年3月31日]であり、各社とも期限内申告をしています。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
所得金額	2, 000円	1, 800円	0円
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（国外所得金額）	1, 500円	1, 800円	▲200円
上記のうち非課税国外所得金額	300円	▲100円	200円
当期の法人税額	400円	360円	0円
当期の控除対象外国法人税額	400円	200円	0円

【P社の別表六(二)】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	400
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18	216
当期に控除できる金額 法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額	19	216
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	20	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	216
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	216

【S1社の別表六(二)】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	200
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18	324
当期に控除できる金額 法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額	19	200
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	20	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	200
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	200

【S2社の別表六(二)】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	0
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18	0
当期に控除できる金額 法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額	19	0
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	20	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	0
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	0

(注) 「18」は別表六(二)付表五「35」から転記するため、通算法人は「2」から「17」までの各欄への記載は不要です（別表六(二)付表五については次ページ以降参照。）。

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六)

【P社の別表六(二)付表五】

当期の当	当期の法人税額 ((別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」 -別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	400
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	2,000
限度額の調整	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	2,000
	所得金額の合計額から欠損金額の 合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
	当期 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	1,500
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付 表一「26」)	17	300
計 所得 算 金額	(17)のうち0を超える金額	18	300
	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	1,200

【S1社の別表六(二)付表五】

当期の当	当期の法人税額 ((別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」 -別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	360
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	1,800
限度額の調整	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	1,800
	所得金額の合計額から欠損金額の 合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
	当期 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	1,800
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付 表一「26」)	17	▲100
計 所得 算 金額	(17)のうち0を超える金額	18	0
	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	1,800

【S2社の別表六(二)付表五】

当期の当	当期の法人税額 ((別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」 -別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	0
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	0
限度額の調整	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	0
	所得金額の合計額から欠損金額の 合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
	当期 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	▲200
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付 表一「26」)	17	200
計 所得 算 金額	(17)のうち0を超える金額	18	200
	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	▲400

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

【P社の別表六(二)付表五】

当期の法人税額の調整額	(19)の金額が0を超える場合	非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	100
		非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21	500
		(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100
		加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23	3,000
		加算調整額 $(22) \times \frac{(19)}{(23)}$	24	40
	調整前国外所得金額	調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	1,240
		(19)の金額が0を超える場合	26	2,700
		(14) × 90%	27	3,420
		(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	0
		調整金額 $(28) \times \frac{(19)}{(23)}$	29	0
	調整額	調整国外所得金額 (25) - (29)	30	1,240
		調整前控除限度額 $(2) \times \frac{(30)}{(14)}$	31	248
		(31)の金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19の計」)	32	80
		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20の計」)	33	620
		控除限度調整額 $(32) \times \frac{(31)}{(33)}$	34	32
	法人税の控除	法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	216

別表六(二)
「18」
に転記

【S1社の別表六(二)付表五】

当期の法人税額の調整額	(19)の金額が0を超える場合	非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	100
		非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21	500
		(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100
		加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23	3,000
		加算調整額 $(22) \times \frac{(19)}{(23)}$	24	60
	調整前国外所得金額	調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	1,860
		(19)の金額が0を超える場合	26	2,700
		(14) × 90%	27	3,420
		(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	0
		調整金額 $(28) \times \frac{(19)}{(23)}$	29	0
	調整額	調整国外所得金額 (25) - (29)	30	1,860
		調整前控除限度額 $(2) \times \frac{(30)}{(14)}$	31	372
		(31)の金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19の計」)	32	80
		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20の計」)	33	620
		控除限度調整額 $(32) \times \frac{(31)}{(33)}$	34	48
	法人税の控除	法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	324

別表六(二)
「18」
に転記

【S2社の別表六(二)付表五】

当期の法人税額の調整額	(19)の金額が0を超える場合	非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	
		非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21	
		(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	
		加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23	
		加算調整額 $(22) \times \frac{(19)}{(23)}$	24	
	調整前国外所得金額	調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	▲400
		(19)の金額が0を超える場合	26	
		(14) × 90%	27	
		(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	
		調整金額 $(28) \times \frac{(19)}{(23)}$	29	
	調整額	調整国外所得金額 (25) - (29)	30	▲400
		調整前控除限度額 $(2) \times \frac{(30)}{(14)}$	31	▲80
		(31)の金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19の計」)	32	
		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20の計」)	33	
		控除限度調整額 $(32) \times \frac{(31)}{(33)}$	34	
	法人税の控除	法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	0

別表六(二)
「18」
に転記

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六)

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等		法人名		計	
X・4・1 X+1・3・31		P社			
法人名	1	通算親法人	通算子法人別に記載します。		計
		P社	S1社	S2社	
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9	400	360	0	760
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10	2,000	1,800	0	
(10)のうち0を超える金額	11	2,000	1,800		3,800
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12				
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13	300	▲100	200	
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14		100		100
(13)のうち0を超える金額	15	300		200	500
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16	1,200	1,800		3,000
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17	1,240	1,860	▲400	2,700
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18	248	372	▲80	
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19			80	80
(18)のうち0を超える金額	20	248	372		620

別表十八(一)

通算親法人（P社）の期限内申告書にこの明細書（別表十八(一)）が添付されている場合には、他の通算法人の期限内申告書（その通算親法人の期限内申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限ります。）にこの明細書を添付する必要はありません。

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

○外国税額の控除額に変動が生じた場合の処理

① 通知義務（令148⑨）→参考：[Q&A問81](#)

通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。）は、期限内申告書に記載された控除限度額の計算の基礎となる一定の金額がその後において変動した場合には、他の通算法人にその変動後の金額を通知しなければならないこととされています。

② 税額控除額の期限内申告額による固定（当初申告税額控除額固定措置（法69⑮））→参考：[Q&A問80](#)

通算法人の適用事業年度（外国税額控除（法第69条第1項から第3項までの規定による控除をいいます。）の適用を受ける各事業年度でその通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度をいいます。）の税額控除額（適用事業年度における外国税額控除をされるべき金額をいいます。）が、当初申告税額控除額（期限内申告書にその適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいいます。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすこととされています。

⇒ 当初申告税額控除額の計算に誤りがあっても、下記⑤の適用がある場合を除き、その適用事業年度に係る修正申告又は更正の請求の対象になりません。

③ 過不足額の進行年度における調整（進行年度調整措置）→参考：[Q&A問80](#)

上記②の過不足額（その税額控除額と当初申告税額控除額との差額）については、対象事業年度（いわゆる進行年度をいいます。）における法人税の額から控除し、又はその法人税の額に加算することにより、その調整を行うこととされています。

A 進行年度控除措置（法69⑩）…過去適用事業年度（対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で上記②の適用を受けた事業年度をいいます。）における調整後過去税額控除額（対象前各事業年度（対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度をいいます。）において過去適用事業年度に係る税額控除額につきA又はBの適用があった場合には、Bにより法人税額に加算した金額の合計額からAにより法人税額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額⇒別表六(二)付表六「5」）が過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の期限内申告書に外国税額控除をされるべき金額として記載された金額（注）⇒過去適用事業年度の別表六(二)「22」）を超える場合には、税額控除不足額相当額（別表六(二)付表六「6」）を対象事業年度の法人税額から控除します。

（注）その過去適用事業年度について下記⑤の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る更正通知書にその過去適用事業年度の外国税額控除をされるべき金額として記載された金額。

B 進行年度加算措置（法69⑪）…過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、税額控除超過額相当額（別表六(二)付表六「7」）を対象事業年度の法人税額に加算します。

C 当初申告税額控除不足額相当額等固定措置（法69⑫）…A又はBの適用がある場合において、対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ期限内申告書にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいいます。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額をその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすこととされています。

⇒ 当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額の計算に誤りがあっても、下記⑥の適用がある場合を除き、その対象事業年度に係る修正申告又は更正の請求の対象になりません。

④ 税務当局による進行年度調整措置の適用に係る説明制度（法69⑬⑭）

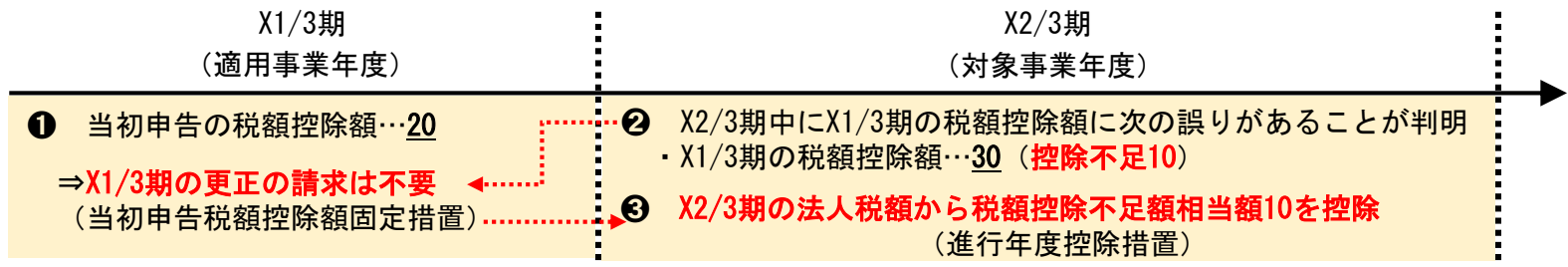
- 法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各事業年度において進行年度調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（進行年度調整措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含みます。）を説明するものとされています。
- 実地の調査により質問検査等を行った通算法人について税務代理人がある場合において、その通算法人の同意（通法74の11④）があるときは、通算法人への上記の説明に代えて、その税務代理人に上記の説明を行うことができるとされています。

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

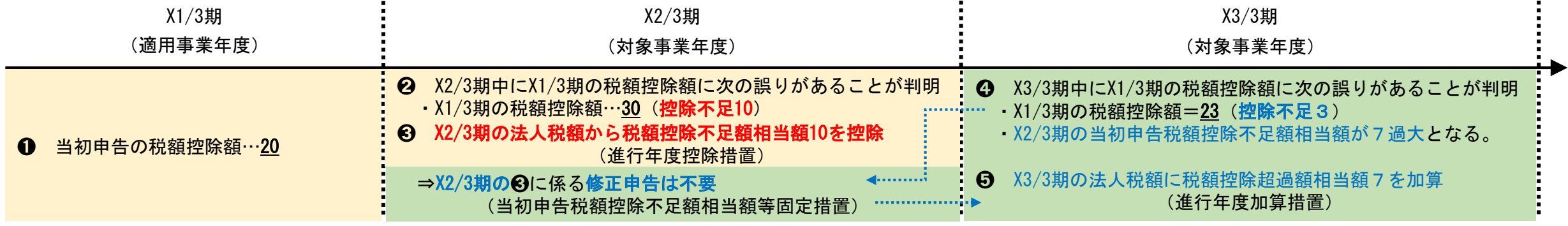
○外国税額の控除額に変動が生じた場合の処理

【当初申告税額控除額固定措置と進行年度調整措置（イメージ）】

（上記②及び上記③Aの例…



（上記③C及び上記③Bの例…



- ⑤ 当初申告税額控除額固定解除措置（法69⑩、基通16－3－50）※上記②に対応
通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、その適用事業年度については、当初申告税額控除額固定措置（上記②）は不適用となります（その適用事業年度に係る修正申告又は更正の対象となります。）。
1. 通算法人又は他の通算法人が適用事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合
 2. 法第64条の5第8項《損益通算》の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用がある場合
- ⇒ ⑤の適用によって修正申告書の提出又は更正がされた後は、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に適用事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなして当初申告税額控除額固定措置（上記②）を再適用します（上記2.に該当する場合を除きます。）（法69⑪）。

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六)

○外国税額の控除額に変動が生じた場合の処理

- ⑥ 当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置（法69②①）※上記③Cに対応
通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、その対象事業年度については、当初申告税額控除不足額相当額等固定措置（上記③C）は不適用となります（その対象事業年度に係る修正申告又は更正の対象となります。）。
- 1. 税額控除不足（超過）額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装してその税額控除不足（超過）額相当額を増加（減少）させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合
 - 2. 税額控除不足（超過）額相当額に係る過去適用事業年度について法第69条第16項の規定（上記⑤）の適用がある場合
 - 3. 進行年度調整措置の適用額及びその計算の根拠が税務当局による調査結果の説明（上記④）の内容と異なる場合
- ⇒ ⑥の適用によって修正申告書の提出又は更正がされた後は、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなして当初申告税額控除不足額相当額等固定措置を再適用します（法69②②）。
- ⑦ 進行年度調整を適用する場合の添付・保存書類（法69②③①、規30の2、30の5）
- A 進行年度控除措置の適用に関する添付書類及び保存書類（上記③Aに対応）
進行年度控除措置は、通算法人が申告書等（確定申告書、修正申告書又は更正請求書をいいます。）に下表の添付書類の添付をし、かつ、下表の保存書類を保存している場合に限り、適用することができます。
- B 進行年度加算措置の適用に関する添付書類及び保存書類（上記③Bに対応）
進行年度加算措置の適用を受ける通算法人には、申告書等に下表の添付書類の添付をし、かつ、下表の保存書類の保存をする義務があります。

	書類の種類と具体例（【 】内は規第30条の2第1項《税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等》の該当号）
添付書類	【1号】…対象事業年度の別表六(二)（※進行年度控除措置のみ）、別表六(二)付表六 【2号】…過去適用事業年度の別表六(二)～別表六(二)付表五、別表六(三)～別表六(三)付表三、別表十八(一) 【3号】…過去適用事業年度の別表六(二の二)、別表六(四)～別表六(五)（過去に添付された書類で修正がないものを除きます。） 【4号】…対象前各事業年度（対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度）の別表六(二)付表六 【5号】…繰越控除限度額等に係る各事業年度の別表六(二)～別表六(五)（過去に添付された書類で修正がないものを除きます。）
保存書類	過去適用事業年度の外国の法令により課される税に係る申告書の写し、その税が既に納付されている場合のその納付を証する書類、控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類 等

なお、進行年度調整措置により控除され、又は加算されるべき金額の計算の基礎となるaからcまでの金額は、これらの添付書類に記載されたこれらの金額が限度となります。

- a その過去適用事業年度の控除対象外国法人税の額
- b 繰越控除限度額等に係る各事業年度の控除限度額
- c 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

【設例②－2】：適用事業年度の税額控除額が変動する場合（進行年度調整）

- ・ 設例②－1 を前提とします。
- ・ S1社のX+1年3月期の国外所得金額に誤りがあることがX+2年3月期中に判明したため、X+2年3月期の当初申告で進行年度調整を行います。

	事業年度	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 （うち非課税国外所得金額）	X+1/3期	1,500円（300円）	1,800円（▲100円） →1,250円（▲100円）	▲200円（200円）	X+2/3期中にX+1/3期の 国外所得金額の計 算誤りが判明
所得金額	X+2/3期	2,000円	1,800円	0円	
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 （うち非課税国外所得金額）		1,500円（300円）	▲100円（0円）	▲200円（0円）	
法人税額		400円	360円	0円	
控除対象外国法人税額		400円	0円	0円	

【（X+2/3期） P社の別表六(二)】

当期に控除できる金額の計算	法第69条第1項により控除できる金額 （(1)と(18)のうち少ない金額）	19	180
	法第69条第2項により控除できる金額 （別表六(三)「34の②」）	20	
	法第69条第3項により控除できる金額 （別表六(三)「34の②」）	21	
	((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	180
	法第69条第18項により控除できる金額 （別表六(二)付表六「6の計」）	23	※次ページ参照
	当期に控除できる金額 （22）+（23）	24	180

【（X+2/3期） S1社の別表六(二)】

当期に控除できる金額の計算	法第69条第1項により控除できる金額 （(1)と(18)のうち少ない金額）	19	0
	法第69条第2項により控除できる金額 （別表六(三)「34の②」）	20	
	法第69条第3項により控除できる金額 （別表六(三)「34の②」）	21	
	((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	0
	法第69条第18項により控除できる金額 （別表六(二)付表六「6の計」）	23	※次ページ参照
	当期に控除できる金額 （22）+（23）	24	0

【（X+2/3期） S2社の別表六(二)】

当期に控除できる金額の計算	法第69条第1項により控除できる金額 （(1)と(18)のうち少ない金額）	19	0
	法第69条第2項により控除できる金額 （別表六(三)「34の②」）	20	
	法第69条第3項により控除できる金額 （別表六(三)「34の②」）	21	
	((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	0
	法第69条第18項により控除できる金額 （別表六(二)付表六「6の計」）	23	※次ページ参照
	当期に控除できる金額 （22）+（23）	24	0

- ⇒ 税額控除額は事業年度ごとに計算します（X+2/3期の税額控除額の計算及び別表の記載例については、設例②－1（14～17ページ）と同様のため、省略します。）。
- ⇒ X+1/3期の国外所得金額の計算誤りに係る進行年度調整は、X+2/3期の税額控除額とは別に計算します（詳細は次ページ以下参照）。

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	X+1・4・1 X+2・3・31	法人名	P社
-------	---------------------	-----	----

別表六(二)付表六

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「22」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「19」+「20」+「21」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2)+(3)-(4)	(5)>(1)の場合 税額控除不足額相当額 ((5)-(1))又は当初申告税額控除不足額相当額	(1)>(5)の場合 税額控除超過額相当額 ((1)-(5))又は当初申告税額控除超過額相当額
	1	2				6	7
：	円	円			円	円	円
：							
X・4・1 X+1・3・31	216	211			211		5
計							5

過去適用事業年度の別表六(二)「(19)+(20)+(21)」から転記します(次ページ以下参照)。

- ① 18ページ③Cの適用を受ける場合(②の場合を除きます。)…「((1)-(5))又は」を消します。
 - ② 20ページ⑥を適用して修正申告又は更正がされ、その対象事業年度につき18ページ③Cの適用を受ける場合…直近修正申告書等に基づきこの「7」の金額として計算される金額を記載します。
 - ③ ①及び②以外の場合…「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消します。
- (参考)「6」を記載する場合は、上記①「((1)-(5))又は」を「((5)-(1))又は」と、上記②「7」の金額を「6」の金額」と読替えます。

進行年度加算措置の適用がある場合…「7の計」の金額を別表一「4」に転記(=X+2/3期の法人税額に加算)します。

【別表六(二)】

(参考) 進行年度控除措置(18ページ③A)の適用を受ける場合、「6の計」の金額をX+2/3期の別表六(二)「23」に転記します。

きる金額の計算		
((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控除額	22	
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22)+(23)	24	

【(X+2/3期) P社の別表一】

		十億	百万	千	円
所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1				2000
法人税額 (52)+(53)+(54)	2				400
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3				
税額控除超過額相当額等の加算額	4				5

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

- ⇒ 適用事業年度（X+1/3期）における外国税額控除額の計算の基礎となる一定の金額がその後において変動した場合、
- ・ 変動が生じた法人（S1社）は、他の通算法人（P社及びS2社）にその内容を通知し（18ページ①）、
 - ・ 各通算法人（P社、S1社及びS2社）は、その変動の内容を踏まえたあるべき税額控除額の再計算を行います。再計算の結果、当初申告税額控除額との間に差額が生ずる場合には進行年度調整（18ページ③）を行います。
- ⇒ 進行年度調整措置が適用される場合には、進行年度の申告書等に過去適用事業年度に係る以下の別表を添付する必要があります（20ページ⑦）。

本設例においては、P社は、このページから26ページまでのP社の過去適用事業年度（X+1/3期）に係る各別表（別表六(二)、六(二)付表五、十八(一)）を進行年度（X+2/3期）の申告書等に添付します。

（注） 1 便宜上、過去当初申告税額控除額に係る金額は「 $\bigcirc\bigcirc$ 」と、正当額は「 $\rightarrow\Box\Box$ 」とそれぞれ記載しています。
2 S1社及びS2社は進行年度調整措置が適用されないため、再計算の過程を示すために参考として表示しています。

【（X+1/3期） P社の別表六(二)】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円 400
算法人税の控除限度額 (2) $\times \frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18	216→211
当期に法第69条第1項により控除できる金額 (別表六(二)「2」に転記します。)	19	216→211
当期に法第69条第1項により控除できる金額	20	
当期に法第69条第1項により控除できる金額	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	216
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	216

【（X+1/3期） S1社の別表六(二)（参考）】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円 200
算法人税の控除限度額 (2) $\times \frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18	324→219
当期に法第69条第1項により控除できる金額	19	200
控除限度額は減少（△105）するが税額控除額は変動しない（200→200）。 →進行年度調整措置は適用されません。	20	
当期に法第69条第1項により控除できる金額	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	200
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	200

【（X+1/3期） S2社の別表六(二)（参考）】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円 0
算法人税の控除限度額 (2) $\times \frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18	0
当期に法第69条第1項により控除できる金額	19	0
税額控除額が変動しない。 →進行年度調整措置は適用されません。	20	
当期に法第69条第1項により控除できる金額	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	0
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	0

当初申告税額控除額固定措置（18ページ②）の適用を受ける場合は「((19)+(20)+(21))又は」を消します。

当初申告税額控除額(216)を記載し、別表六(二)付表六「1」（前ページ）に転記します。

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

【(X+1/3期) P社の別表六(二)付表五】

当期の当	当期の法人税額 ((別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」 -別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	400
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	2,000
限度額の調整	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	2,000
	所得金額の合計額から欠損金額の 合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
	当期 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	1,500
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付 表一「26」)	17	300
所得算	(17)のうち0を超える金額	18	300
	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	1,200

【(X+1/3期) S1社の別表六(二)付表五（参考）】

当期の当	当期の法人税額 ((別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」 -別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	360
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	1,800
限度額の調整	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	1,800
	所得金額の合計額から欠損金額の 合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
	当期 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	1,800 →1,250
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付 表一「26」)	17	▲100
所得算	(17)のうち0を超える金額	18	0
	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	1,800 →1,250

【(X+1/3期) S2社の別表六(二)付表五（参考）】

当期の当	当期の法人税額 ((別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」 -別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	0
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	0
限度額の調整	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	0
	所得金額の合計額から欠損金額の 合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
	当期 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	▲200
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付 表一「26」)	17	200
所得算	(17)のうち0を超える金額	18	200
	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	▲400

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六）

【(X+1/3期) P社の別表六(二)付表五】

当期の法人税の控除計算	当期の法人税の控除計算	調整前の国外所得金額	(19)の金額が0を超える場合	非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	100	
			調整前の国外所得金額のうち0を超えるものの合計額	非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21	500	
				(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100	
				加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23	3,000 →2,450	
				加算調整額 $(22) \times \frac{(19)}{(23)}$	24	40 →49	
		調整前の国外所得金額	調整前の国外所得金額のうち0を超えるものの合計額	調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	1,240 →1,249	
				(19)の金額が0を超える場合	調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17の計」)	26	2,700 →2,150
				(14) × 90%	27	3,420	
				(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	0	
			調整金 $(28) \times \frac{(19)}{(23)}$	29	0		
		調整前の控除限度額	調整前の控除限度額のうち0を超えるものの合計額	調整前国外所得金額 (25) - (29)	30	1,240 →1,249	
				(2) × $\frac{(30)}{(14)}$	31	248 →250	
				(31)の金額が0を超える場合	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19の計」)	32	80
				調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20の計」)	33	620 →510	
			控除限度調整額 $(32) \times \frac{(31)}{(33)}$	34	32 →39		
法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)		35	216 →211				

別表六(二)
「18」
に転記

【(X+1/3期) S1社の別表六(二)付表五（参考）】

当期の法人税の控除計算	当期の法人税の控除計算	(19) 非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	100
		金 額 が (19) 非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21	500
		0 を 超 え る も の の 合 計 額 (20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100
		加 算 前 国 外 所 得 金 額 の うち 0 を 超 え る も の の 合 計 額 (別表十八(一)「16の計」)	23	3,000 →2,450
		加 算 調 整 金 額 (22) × (19)/(23)	24	60 →51
		国 調 整 前 国 外 所 得 金 額 (19) + (24)	25	1,860 →1,301
		(19) 調 整 前 国 外 所 得 金 額 の 合 計 額 (別表十八(一)「17の計」)	26	2,700 →2,150
		所 が 0 を 超 え る も の の 合 計 額 (14) × 90%	27	3,420
		限 度 額 (26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	0
		調 整 金 額 (28) × (19)/(23)	29	0
		調 整 国 外 所 得 金 額 (25) - (29)	30	1,860 →1,301
		調 整 前 控 除 限 度 額 (2) × (30)/(14)	31	372 →260
		(31) 調 整 前 控 除 限 度 額 が 0 を 下 回 る 場 合 の そ の 下 回 る 額 の 合 計 額 (別表十八(一)「19の計」)	32	80
		調 整 前 控 除 限 度 額 の うち 0 を 超 え る も の の 合 計 額 (別表十八(一)「20の計」)	33	620 →510
		控 除 限 度 調 整 額 (32) × (31)/(33)	34	48 →41
法 人 税 の 控 除 限 度 額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	324 →219		

別表六(二)
「18」
に転記

【(X+1/3期) S2社の別表六(二)付表五（参考）】

当 期 の 法 人 税 調 整 の 場 合 加 算 調 整 額 の 計 算	当 期 の 法 人 税 調 整 の 場 合 加 算 調 整 額 の 計 算	(19) 非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	
		非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21	
		(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	
		加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23	
		加 算 調 整 額 (22) × $\frac{(19)}{(23)}$	24	
		調 整 前 国 外 所 得 金 額 (19) + (24)	25	▲400
		(19) 調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17の計」)	26	
		(14) × 90%	27	
		(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	
		調 整 金 額 (28) × $\frac{(19)}{(23)}$	29	
		調 整 国 外 所 得 金 額 (25) - (29)	30	▲400
		調 整 前 控 除 限 度 額 (2) × $\frac{(30)}{(14)}$	31	▲80
		(31) 調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19の計」)	32	
		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20の計」)	33	
		控 除 限 度 調 整 額 (32) × $\frac{(31)}{(33)}$	34	
法 人 税 の 控 除 限 度 額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)		35	0	

別表六(二)
「18」
に転記

2 外国税額控除（別表六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六)

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

		事業 年度等	$X \cdot 4 \cdot 1$ $X+1 \cdot 3 \cdot 31$	法人名	P社	別 表 十 八 (一)
法人名	1	通算親法人				
		P社	S1社	S2社	計	
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9	400	360	0	760	
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10	2,000	1,800	0		
(10)のうち0を超える金額	11	2,000	1,800		3,800	
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12					
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13	300	▲100	200		
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14		100		100	
(13)のうち0を超える金額	15	300		200	500	
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16	1,200	1,800 →1,250		3,000 →2,450	
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17	1,240 →1,249	1,860 →1,301	▲400	2,700 →2,150	
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18	248 →250	372 →260	▲80		
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19			80	80	
(18)のうち0を超える金額	20	248 →250	372 →260		620 →510	

P社は、23ページから
ここまでの別表を
X+2/3期の申告書等に
添付します。

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

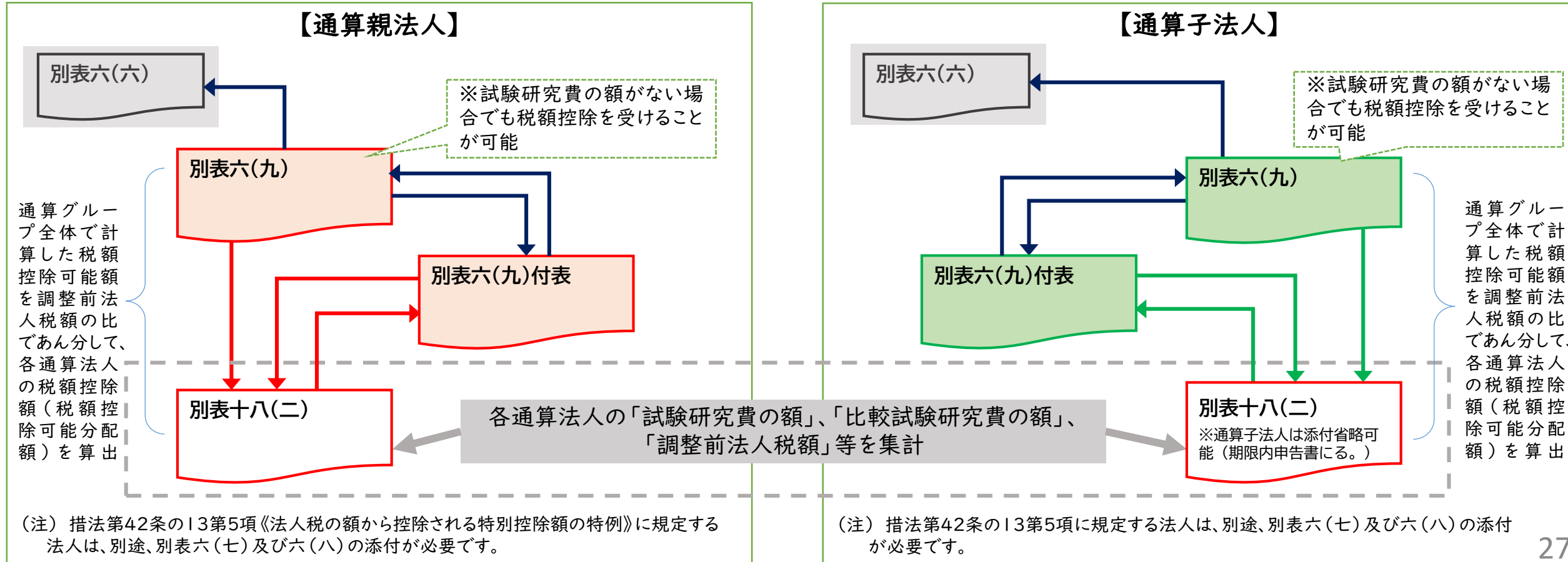
（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)の作成の目的）

通算法人の税額控除限度額（税額控除可能分配額）の計算は、通算グループ全体の税額控除限度額（税額控除可能額）を算出した上で、これを各通算法人の調整前法人税額の比であん分することにより行うこととされています（措法42の4⑧三）。別表六(九)及び六(九)付表は、通算法人が措法第42条の4第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。→参考：[Q&A問74](#)

また、別表六(十五)は通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が措法第42条の4第11項の規定の適用を受ける場合に、別表六(十六)は、青色申告書を提出する内国法人が同条第13項の規定の適用を受ける場合にそれぞれ使用します。

（※）措法第42条の4第1項の規定は、試験研究費の額又は調整前法人税額のある全ての通算法人につき、それぞれの確定申告書等に別表六(九)及び六(九)付表等の添付がある場合に限り、適用があります（措法42の4⑨）。

〔別表六(九)、六(九)付表の使用イメージ〕



3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【設例③－１】：当初申告において一般試験研究費に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・事業年度はいずれも[自X年4月1日至X+1年3月31日]（※措法第42条の４第２項の規定の適用がある事業年度に該当）です。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
調整前法人税額	1,840円	920円	0円
（控除対象）試験研究費の額	4,000円	0円	1,000円
比較試験研究費の額	3,800円	0円	1,000円
平均売上金額	60,000円	30,000円	50,000円

【P社の別表六(九)】

試験研究費の額		1	円	4,000
控除費 対の 象額 試の 験計 研算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	円	4,000
	(1)のうち一般試験研究費に係る税額 控除の対象とする特別試験研究費の額	3	円	0
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4	円	4,000
増費 減割	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	5	円	3,800
試験合 算の 研の	平均売上金額 (別表六(十一)「10」)	8	円	60,000
	試験研究費の額			
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		16	円	1,840
の 計 算	当期税額基準額 $((16) + (\text{別表六(十五)「9」}) \times (0.25 + (17) + (18)))$	19	円	460

【S1社の別表六(九)】

試験研究費の額	1		円
控除費	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	円
対の	(1)のうち一般試験研究費に係る税額	3	円
象額	控除の対象とする特別試験研究費の額		
試の	控除対象試験研究費の額	4	円
験計	(2) + (3)		
研算	比較試験研究費の額	5	円
増費	(別表六(十一)「5」)		
減割			
試験研究費の額	1		円
平均売上金額	8		30,000円
(別表六(十一)「10」)			
試験研究費の額	1		円
調整前法人税額	16		920円
(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)			
の			円
当期税額基準額	19		230円
((16) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (17) + (18))			

【S2社の別表六(九)】

試験研究費の額		1	円	1,000
控除費 対の 象額 試の 験計 研算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	円	1,000
	(1)のうち一般試験研究費に係る税額 控除の対象とする特別試験研究費の額	3	円	0
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4	円	1,000
増費 減割	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	5	円	1,000
試験合 算の	平均売上金額 (別表六(十一)「10」)	8	円	50,000
	試験研究費の割合			
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		16	円	0
計 算	当期税額基準額 ((16) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (17) + (18))	19	円	0
				28

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
法人名	1	通算親法人		計	
		P社	S1社	S2社	
試験研究費の額 (別表六(九)「1」)又は(別表六(十)「1」)	12	4,000	0	1,000	5,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」)又は(別表六(十)「4」)	13	4,000	0	1,000	5,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」)又は(別表六(十)「5」)	14	3,800	0	1,000	4,800
平均売上金額 (別表六(九)「8」)又は(別表六(十)「8」)	15	60,000	30,000	50,000	140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」)又は(別表六(十)「14」)	16	1,840	920	0	2,760

通算子法人別に記載します。

別表十八(二)

通算親法人（P社）の期限内申告書にこの明細書（別表十八(二)）が添付されている場合には、他の通算法人の期限内申告書（その通算親法人の期限内申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限ります。）にこの明細書を添付する必要はありません。

【P社の別表六(九)付表】

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」－別表六(九)「1」)		1	1,000
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(九)「1」)		2	5,000
控除対象試験研究費の合計額	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」－別表六(九)「4」)	3	1,000
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(九)「4」)	4	5,000

【S1社の別表六(九)付表】

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」－別表六(九)「1」)		1	5,000
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(九)「1」)		2	5,000
控除対象試験研究費算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」－別表六(九)「4」)	3	5,000
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(九)「4」)	4	5,000

【S2社の別表六(九)付表】

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」－別表六(九)「1」)		1	4,000
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(九)「1」)		2	5,000
控除対象試験研究費の合計額	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」－別表六(九)「4」)	3	4,000
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(九)「4」)	4	5,000

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【P社の別表六(九)付表】

合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」－別表六(九)「5」)	5	1,000
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6	4,800
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (2)－(6)	7	200
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	0.0416...
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」－別表六(九)「8」)	9	80,000
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	10	140,000
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0357...
合算税額控除割合の計算	(6) = 0 の 場 合	12	0.085
	(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場 合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13	
	(12) 及 び (13) 以 外 の 場 合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.0922...
	(11) > 10%の場 合 の 控 除 割 増 率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15	
	合 算 税 額 控 除 割 合 $((12)、(13)又は(14)) + ((12)、(13)又は(14)) \times (15)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	16	0.092

【S1社の別表六(九)付表】

合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」－別表六(九)「5」)	5	4,800
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6	4,800
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (2)－(6)	7	200
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	0.0416...
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」－別表六(九)「8」)	9	110,000
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	10	140,000
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0357...
合算税額控除割合の計算	(6) = 0 の 場 合	12	0.085
	(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場 合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13	
	(12) 及 び (13) 以 外 の 場 合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.0922...
	(11) > 10%の場 合 の 控 除 割 増 率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15	
	合 算 税 額 控 除 割 合 $((12)、(13)又は(14)) + ((12)、(13)又は(14)) \times (15)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	16	0.092

【S2社の別表六(九)付表】

合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」－別表六(九)「5」)	5	3,800
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6	4,800
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (2)－(6)	7	200
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	0.0416...
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」－別表六(九)「8」)	9	90,000
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	10	140,000
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0357...
合算税額控除割合の計算	(6) = 0 の 場 合	12	0.085
	(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場 合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13	
	(12) 及 び (13) 以 外 の 場 合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.0922...
	(11) > 10%の場 合 の 控 除 割 増 率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15	
	合 算 税 額 控 除 割 合 $((12)、(13)又は(14)) + ((12)、(13)又は(14)) \times (15)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	16	0.092

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【P社の別表六(九)付表】

試験研究費基準額 (4) × (16)	17	460
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」)	18	920
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19	2,760
法人税額基準額 計算 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	22	690
税額控除可能額 ((17) と (22) のうち少ない金額)	23	460
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24	$\frac{1,840}{2,760}$
税額控除可能分配額 (23) × (24)	25	307

【P社の別表六(九)】

当期税額控除可能額 ((15) と (19) のうち少ない金額) 又は (別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20	307
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21	
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	307

【S1社の別表六(九)付表】

試験研究費基準額 (4) × (16)	17	460
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」)	18	1,840
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19	2,760
法人税額基準額 計算 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	22	690
税額控除可能額 ((17) と (22) のうち少ない金額)	23	460
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24	$\frac{920}{2,760}$
税額控除可能分配額 (23) × (24)	25	153

【S1社の別表六(九)】

当期税額控除可能額 ((15) と (19) のうち少ない金額) 又は (別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20	153
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21	
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	153

S1社は試験研究費の額がないが、
法人税額の特別控除額が算出される。

【S2社の別表六(九)付表】

試験研究費基準額 (4) × (16)	17	460
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」)	18	2,760
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19	2,760
法人税額基準額 計算 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	22	690
税額控除可能額 ((17) と (22) のうち少ない金額)	23	460
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24	$\frac{0}{2,760}$
税額控除可能分配額 (23) × (24)	25	0

【S2社の別表六(九)】

当期税額控除可能額 ((15) と (19) のうち少ない金額) 又は (別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20	0
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21	
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	0

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【設例③－２】：自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させる場合）

- ・ 通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・ 事業年度はいずれも[自X年4月1日至X+1年3月31日]（※措法第42条の４第２項の規定の適用がある事業年度に該当）です。
- ・ S1社の調整前法人税額の計算に誤りが認められました（調整前法人税額の減少）。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
当初申告	調整前法人税額	1,400円	800円	0円	2,200円
	（控除対象）試験研究費の額	5,000円	0円	2,000円	7,000円
	比較試験研究費の額	4,800円	0円	2,000円	6,800円
	平均売上金額	60,000円	30,000円	50,000円	140,000円
更正の請求	調整前法人税額の減少額（▲）	－	▲400円	－	▲400円
	更正後の調整前法人税額	－	400円	－	1,800円

○遮断措置の適用と全体再計算について（具体的な判定については89ページ以下参照）→参考：[Q&A問75](#)

- ・ 通算グループ内の他の通算法人の試験研究費の額又は調整前法人税額が当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額（それぞれ確定申告書等に添付した書類に各事業年度の試験研究費の額又は調整前法人税額として記載された金額）と異なるときは、当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額は試験研究費の額又は調整前法人税額とみなされます（措法42の４⑧四）。平均売上金額又は基準売上金額についても同様です（措法42の４⑧十）。→「[遮断措置](#)」
- ・ 他方、法第64条の５第８項《損益通算》の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用がある場合は、遮断措置を適用しないこととされています（措法42の４⑯）。→「[全体再計算](#)」

⇒ 通算法人（自己）の当初申告における数値に誤りがあった場合は、次の①又は②の場合に応じて処理することとなります。

- ① 税額控除可能額 ≥ 当初申告税額控除可能額（措法42の４⑧五）
税額控除可能額を基礎として計算される税額控除可能分配額は、当初申告税額控除可能分配額が上限となるため、税額控除可能分配額の増額はできません。
- ② 税額控除可能額 < 当初申告税額控除可能額（措法42の４⑧六）
当初申告税額控除可能額から税額控除可能額を減算した金額（税額控除超過額＝通算グループ全体で控除が過大であった部分の金額）を自己の当初申告税額控除可能分配額から控除し、控除しきれない金額がある場合はその金額を法人税額に加算します。

⇒ 本設例では、S1社の調整前法人税額の減少に伴う税額控除可能額の再計算の結果、税額控除超過額が生ずるため、その金額をS1社の当初申告税額控除可能分配額から控除することとなります。

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

事業年度		X・4・1	X+1・3・31	法人名		S1社
法人名		通算親法人	P社	S1社	S2社	計
調整前法人税額 (別表六(九)「16」)又は(別表六(十)「14」)		16	1,400	400	0	1,800
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」)又は(別表六(十)付表「28」)		17	0	100	0	100

別表十八(二)

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(二)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

※当初申告調整前法人税額…800

⇒ 「17」は前ページの②に該当する場合のみ記載します。別表六(九)付表を作成の上、同表「29」から転記します（次ページ参照）。

[当初申告]

【S1社の別表六(九)付表】

[更正の請求]

他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」)		18	1,400
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)		19	2,200
法人税額基準額 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))		22	550
税額控除可能額 ((17) と (22) のうち少ない金額)		23	550
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)		24	800 / 2,200
税額控除可能分配額 (23) × (24)		25	200

他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」)		18	1,400
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)		19	1,800
法人税額基準額 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))		22	450
税額控除可能額 ((17) と (22) のうち少ない金額)		23	450
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)		24	400 / 1,800
税額控除可能分配額 (23) × (24)		25	1,800

⇒ 当初申告のこの欄の金額を記載します（「1」、「3」、「5」、「9」も同様です。）。
⇒ P社及びS2社は、S1社の調整前法人税額が当初申告額800に固定されるので、この欄は当初申告額から異動せず、修正申告又は更正の請求の対象になりません。

⇒ 修正申告又は更正の請求の場合は記載不要です。

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

※「17」…630

【S1社の別表六(九)付表】

税 額 控 除 可 能 額	23	450
(17) と (22) のうち少ない金額		
控 除 分 配 割 合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24	400 1,800
税 額 控 除 可 能 分 配 額 (23) × (24)	25	円
当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 額 (当初申告の(23))	26	550
当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (当初申告の(25))	27	200
(23) ≥ (26) の 場 合 (27)	28	
税 額 控 除 超 過 額 (26) - (23)	29	100
(27) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30	100
(29) > (27) の場合の税額控除超過取戻税額 (29) - (27)	31	

⇒ 「この申告が修正申告である場合」の各欄は、修正申告又は更正の請求をする場合（その通算法人が期限後申告をする場合で措法第42条の4第8項第7号の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

⇒ 当初申告の別表六(九)付表からそれぞれ転記します（前ページ参照）。

⇒ 当初申告税額控除可能分配額200から税額控除超過額100を控除した100が更正の請求に係る税額控除可能分配額（法人税額の特別控除額）となります。

【S1社の別表六(九)】

税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15	円
調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16	400
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (15) と (16) のうち少ない金額又は(別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20	100
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の①」)	21	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22	100

○通知義務→参考：Q&A問76

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の適用を受けている通算法人（通算法人であった法人を含みます。）は、当該特別控除の適用を受ける事業年度（適用対象事業年度）後において、試験研究費の税額控除限度額の計算の基礎となる一定の金額が当初申告額と異なることとなった場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなった金額を通知しなければならないこととされています（措法42の4⑩⑪）。

なお、この通知の方法及び様式等については、法令等において特段定められていませんので、任意の方法により通知を行うことになります。

⇒ 本設例では、S1社がP社及びS2社に対して調整前法人税額が変動したことを通知します。

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【設例③－３－１】：自己の当初申告の数値に誤りがあった場合（税額控除可能分配額を減少させるとともに取戻し課税を行う場合）

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・事業年度はいずれも[自X年4月1日至X+1年3月31日]（※措法第42条の4第2項の規定の適用がある事業年度に該当）です。
- ・P社の適用対象事業年度における試験研究費の額に誤りが認められました（試験研究費の額の減少）。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
当初申告	調整前法人税額	1,400円	800円	0円	2,200円
	（控除対象）試験研究費の額	5,000円	0	2,000円	7,000円
	比較試験研究費の額	4,800円	0	2,000円	6,800円
	平均売上金額	60,000円	30,000円	50,000円	140,000円
修正申告	（控除対象）試験研究費の額の減少額（▲）	▲4,000円	－	－	▲4,000円
	修正申告後の（控除対象）試験研究費の額	1,000円	－	－	3,000円

⇒ 本設例では、P社の試験研究費の額の減少に伴う税額控除可能額の再計算の結果、税額控除超過額が生ずるため、その金額をP社の当初申告税額控除可能分配額から控除し、控除しきれない金額をP社のX+1/3期の法人税額に加算することとなります。

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書				事業年度 X・4・1 X+1・3・31		法人名 P社	
法人名		通算親法人					
		P社	S1社	S2社	計		
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)		12	1,000	0	2,000	3,000	
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)		17	490	0	0	490	

別表十八(二)

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(二)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

⇒ 「17」は32ページの②に該当する場合のみ記載します。別表六(九)付表を作成の上、同表「29」から転記します（次ページ参照）。

※当初申告試験研究費の額…5,000

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【P社の別表六(九)付表】

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」－別表六(九)「1」)		1	2,000
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(九)「1」)		2	3,000
控除対象試験研究費の合計額	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」－別表六(九)「4」)	3	2,000
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(九)「4」)	4	3,000
計算 合算税額控除割合 $((12)、(13)又は(14)) + ((12)、(13)又は(14)) \times (15)$ (小数点以下3位未満切捨て) 0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14		16	0.02
試験研究費基準額 (4) × (16)		17	60

⇒ 当初申告のこの欄の金額を記載します（「5」、「9」も同様です。）。

⇒ S1社及びS2社は、P社の試験研究費の額が当初申告額5,000に固定されるので、この欄は当初申告額から異動せず、修正申告又は更正の請求の対象になりません。

※当初申告額…630

【P社の別表一】

法人税額 (52) + (53) + (54)	2									1	4	0	0
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3												0
税額控除超過額 相当額等の加算額	4									1	4	0	

P社の法人税額に加算します

他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」)		18	800
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)		19	2,200
計算 法人税額基準額 $((19) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + (20) + (21))$		22	550
税額控除可能額 (17) と (22) のうち少ない金額		23	60
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)		24	$\frac{1,400}{2,200}$
税額控除可能分配額 (23) × (24)		25	
この申告が修正の場合	当初申告税額控除可能額 (当初申告の(23))	26	550
	当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(25))	27	350
(23) ≥ (26) の場合 (27)		28	
申告が修正の場合	税額控除超過額 (26) - (23)	29	490
	(27) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30	0
	(29) > (27) の場合の税額控除超過取戻税額 (29) - (27)	31	140

※当初申告額…550

⇒ 修正申告又は更正の請求の場合は記載不要です。
※当初申告額…350

⇒ 当初申告の別表六(九)付表からそれぞれ転記します。

⇒ 当初申告税額控除可能分配額350から税額控除超過額490を控除し、控除しきれなかった140を法人税額に加算します。

- ・「30」→別表六(九)「20」へ転記
- ・「31」→別表一「4」へ転記

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【設例③－３－２】：適用対象事業年度において非特定欠損金額が生じた場合（取戻し課税）

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・事業年度はいずれも[自X年4月1日至X+1年3月31日]（※措法第42条の４第２項の規定の適用がある事業年度に該当）です。
- ・S2社の所得金額の計算に誤りが認められ、非特定欠損金額が生じました。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
当初申告	調整前法人税額	1,400円	800円	0円	2,200円
	非特定欠損金額	0円	0円	0円	0円
	（控除対象）試験研究費の額	5,000円	0円	2,000円	7,000円
	比較試験研究費の額	4,800円	0円	2,000円	6,800円
	平均売上金額	60,000円	30,000円	50,000円	140,000円
正当額	非特定欠損金額の増加額	－	－	+2,000円	+2,000円
	非特定欠損金額	－	－	2,000円	2,000円

○適用対象事業年度において非特定欠損金額が生じた場合の処理について

- ⇒ 通算法人の適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額が当初申告における非特定欠損金額を超える場合（適用対象事業年度の期限後申告書に添付された書類に通算前欠損金額（法64の５①）として記載された金額がある場合を含みます。）において、調整後税額控除可能額（別表六(九)付表「35」）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、その通算法人の適用対象事業年度の法人税額に当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額相当額を加算することとされています（措法42の４⑧七）。
- ⇒ これは、修正申告若しくは更正の請求による自己の計算誤りによる非特定欠損金額の増加額又は期限後申告における通算前欠損金額はその生じた事業年度においては損益通算につき遮断措置の適用があることにより通算グループ全体の調整前法人税額を減少させないことから、その非特定欠損金額の増加額又は通算前欠損金額が損益通算されたものとした場合に減少することとなる金額を加味して計算した通算グループ全体の調整前法人税額による税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たない場合（当初申告において計算誤り又は期限内申告をしていたならば税額控除できなかった部分の金額がある場合）には、その満たない部分の金額を自己の法人税額に加算するものです。
- ⇒ 増加した非特定欠損金額は、事後の事業年度において繰越控除されることでその事業年度の通算グループ全体の調整前法人税額を減少させることとなりますので、修正申告又は更正の請求があった日の属する事業年度（進行年度）において、その減少させることとなる税額控除の上限額分の上乗せを行うこととされています（設例③－３－３参照）。

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【S2社の別表六(九)付表】

法人税額基準額 ((19)+(別表六(十五)「9」))×(0.25+(20)+(21))	22	550
税額控除可能額 (17)と(22)のうち少ない金額	23	550
控除分配割合 (別表六(九)「16」)÷(19)	24	0 2,200
税額控除可能分配額 (23)×(24)	25	
当初申告税額控除可能額 (当初申告の(23))	26	550
当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(25))	27	0
(23) ≥ (26) の場合 (27)	28	0
税額控除超過額 (26) - (23)	29	
(27) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (27) - (29) (マイナスの場合は0)	30	
(29) > (27) の場合の税額控除超過取戻税額 (29) - (27)	31	
非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	32	2,000
(32)の法人税額相当額	33	464
(33)の当期税額基準額 (33)×(0.25+(20)+(21))	34	116
調整後税額控除可能額 ((17)+(22)-(34))のうち少ない金額	35	434
(26) > (35) の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (26) - (35)	36	116

※当初申告額…550
(異動なし)

⇒ 修正申告又は更正の請求の場合は記載不要です。
※当初申告額…0

⇒ 当初申告の別表六(九)付表からそれぞれ転記します。

⇒ 「32」の金額を別表一「1」の金額とみなした場合に同表の「2」の金額として計算される金額を記載します。
なお、その通算法人が措法第42条の3の2《中小企業等の法人税率の特例》の規定の適用がある法人であるときは、同条の規定の適用を受ける法人として計算します。
⇒ 本設例では、2,000×23.2%=464として計算します。

⇒ 別表七(二)「5の当期分」の正当額と当初申告額との差額を記載します。

⇒ 「29」に記載がある場合は、その金額を加算します。
⇒ 本設例では434を記載します(「22」-「34」)。
※「17」…630

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

事業年度	X+1	X	4	3	1	31	法人名	S2社	別表十八(二)
通算親法人									
法人名	P社	S1社	S2社						
法人番号									
納税地									
事業年度	X+1	X	4	3	1	31			
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」)又は(別表六(十)付表「35」)	0	0	116					116	

※本設例では記載省略

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書(別表十八(二))を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります(添付を省略することはできません。)

【S2社の別表一】

法人税額 (52)+(53)+(54)	2									0
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3									0
税額控除超過額 相当額等の加算額	4							1	1	6

S2社の法人税額に加算します(それぞれの欄に転記)

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

【設例③－３－３】：非特定欠損金額が生じた事業年度後の調整及び取戻し超過がある場合（進行年度調整）

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の当期〔自X+1年4月1日至X+2年3月31日〕（※措法第42条の4第2項の規定の適用がある事業年度に該当）の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・P社、S1社及びS2社の過去適用等事業年度・過去適用事業年度等〔自X年4月1日至X+1年3月31日〕の申告の状況は設例③－３－１及び③－３－２を前提とします。

	法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
当初申告 〔自X+1年4月 1日 至X+2年3月31日〕	調整前法人税額	1,800円	600円	0円	2,400円
	（控除対象）試験研究費の額	6,000円	0円	2,000円	8,000円
	比較試験研究費の額	4,800円	0円	2,600円	7,400円
	平均売上金額	60,000円	30,000円	50,000円	140,000円
過去適用等事業年度・ 過去適用事業年度等 〔自 X年4月 1日 至X+1年3月31日〕	調整前法人税額	1,400円	800円	0円	2,200円
	（控除対象）試験研究費の額	5,000円→1,000円	0円	2,000円	7,000円→3,000円
	比較試験研究費の額	4,800円	0円	2,000円	6,800円
	平均売上金額	60,000円	30,000円	50,000円	140,000円
	非特定欠損金額の増加額	－	－	0円→2,000円	0円→2,000円

○進行年度における税額控除額の上限の上乗せ…別表六(十五)の作成

通算法人（通算法人であった法人を含みます。以下「通算法人等」といいます。）が特別控除の適用を受けようとする事業年度（対象事業年度）において、過去に特別控除の適用を受けた事業年度（過去適用等事業年度）における欠損金増加合計額（各通算法人等の過去適用等事業年度における非特定欠損金額の増加額の合計額をいいます。）がある場合には、法人税額基準額に欠損金増加合計額をその通算法人等のその対象事業年度の所得金額とみなして計算した法人税額の25%相当額等を加算した上で、税額控除可能額を計算します（措法42の4⑪、措令27の4④）。

○調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の税額控除…別表六(十六)の作成

過去適用事業年度等における税額控除超過額（設例③－３－１）及び措法第42条の4第8項第7号の規定により法人税額に加算することとされる金額（設例③－３－２）の合計額（既取戻税額控除超過額）が通算グループ全体として減少されるべき税額控除額の適正額を超過している場合には、その超過している部分の金額を各通算法人等の過去適用事業年度等の調整前法人税額の比により配分し、各通算法人等の進行年度の法人税額から控除します（措法42の4⑬）。

⇒ 上記の進行年度調整措置は遮断措置を前提としているため、法第64条の5第8項の規定の適用がある場合には、これらの適用はないものとされます（措法42の4⑯）。

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

[(X+2/3期) 別表六(十五)の作成]

【P社及びS1社の別表六(十五)】

一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算					
差 引	各 欠 損 金 増 加 額 の 計 算				
過去適用等事業年度	当初非特定欠損金額 (当該過去適用等事業年度の当初申告の別表七(二)「5の当期分」)	非特定欠損金額 (当該過去適用等事業年度の別表七(二)「5の当期分」)	各欠損金増加額 (2)－(1) (マイナスの場合は0)	既 加 算 対 象 額 (前期以前の(5)の合計)	差引各欠損金増加額 (3)－(4)
	1	2	3	4	5
X+1: 4: 31	0	0	0	0	0
計					0
法人税額相当額の計算					
欠 損 金 増 加 合 計 額 (5の計)又は(別表十八(二)「28の計」)	当 該 法 人 の 法 人 税 額 相 当 額		通 算 親 法 人 又 は 通 算 子 法 人 と し て の 法 人 税 額 相 当 額 (7)又は((7)－(8)×他の通算法人の数)又は((7)×他の通算法人の数(8)) ÷(他の通算法人の数(1))		
6	7		8		
2,000	464		464		

【S2社の別表六(十五)】

一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算					
差 引	各 欠 損 金 増 加 額 の 計 算				
過去適用等事業年度	当初非特定欠損金額 (当該過去適用等事業年度の当初申告の別表七(二)「5の当期分」)	非特定欠損金額 (当該過去適用等事業年度の別表七(二)「5の当期分」)	各欠損金増加額 (2)－(1) (マイナスの場合は0)	既 加 算 対 象 額 (前期以前の(5)の合計)	差引各欠損金増加額 (3)－(4)
	1	2	3	4	5
X+1: 4: 31	0	2,000	2,000	0	2,000
計					2,000
法人税額相当額の計算					
欠 損 金 増 加 合 計 額 (5の計)又は(別表十八(二)「28の計」)	当 該 法 人 の 法 人 税 額 相 当 額		通 算 親 法 人 又 は 通 算 子 法 人 と し て の 法 人 税 額 相 当 額 (7)又は((7)－(8)×他の通算法人の数)又は((7)×他の通算法人の数(8)) ÷(他の通算法人の数(1))		
6	7		8		
2,000	464		464		

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

事業年度		X+1: 4: 31	X+2: 3: 31	法人名	P社	別表十八(二)
法 人 名	通 算 親 法 人	P社	S1社	S2社		計
法 人 番 号						
納 税 地						
事 業 年 度		X+1: 4: 31	X+2: 3: 31	X+1: 4: 31	X+2: 3: 31	
試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「1」)又は(別表六(十)「1」)	12	6,000	0	2,000		8,000
控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「4」)又は(別表六(十)「4」)	13	6,000	0	2,000		8,000
比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「5」)又は(別表六(十)「5」)	14	4,800	0	2,600		7,400
平 均 売 上 金 額 (別表六(九)「8」)又は(別表六(十)「8」)	15	60,000	30,000	50,000		140,000
調 整 前 法 人 税 額 (別表六(九)「16」)又は(別表六(十)「14」)	16	1,800	600	0		2,400
差 引 各 欠 損 金 増 加 額 の 合 計 額 (別表六(十五)「5の計」)	28	0	0	2,000		2,000

⇒ 「6」の金額を別表「1」の金額とみなした場合に同表「2」の金額として計算される金額を記載します。措法第42条の3の2の規定の適用がある法人であるときは、軽減対象所得金額を同表「1」の金額と800万円×通算親法人の事業年度の月数/12のうち少ない金額として計算します（措令27の4④）。

別表六(九)付表「22」の計算の要素となります。

法 人 税 額 基 準 額	22
((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	

別表六(九)及び別表六(九)付表を作成します（設例③－1を参照）。

○遮断措置の適用
この進行年度調整措置を適用するに当たり、通算法人等の対象事業年度における過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額が既確定各欠損金増加額と異なるときは、既確定各欠損金増加額をその過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額とみなすこととされています（措法42の4⑫）。

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

[(X+2/3期) 別表六(十六)の作成]

進行年度調整措置を適用するに当たり、確定申告書等に次の別表を添付します（措法42の4⑮）。

➤ 別表六(十六)…次ページ参照

➤ 正当額に基づき作成した過去適用事業年度等における次の別表

- 別表六(九)付表
- 別表十八(二)

【 (X+1/3期) P社及びS1社の正当額を記載した別表十八(二) 】					
	P社	S1社	S2社		計
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	1,000	0	2,000		3,000
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)	1,000	0	2,000		3,000
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)	4,800	0	2,000		6,800
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)	60,000	30,000	50,000		140,000
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)	1,400	800	0		2,200
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)	490	0	0		490
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)	0	0	116		116

⇒ 別表六(九)付表「29」(36ページ)から転記します。

⇒ 別表六(九)付表「36」(38ページ)から転記します。

⇒ 次の別表の各欄を別表六(十六)へそれぞれ転記します（次ページ参照）。

過去適用事業年度等における別表六(九)付表

- 「17」 → 別表六(十六)「1」へ転記
- 「22」 → 別表六(十六)「2」へ転記
- 「24」 → 別表六(十六)「11」へ転記

過去適用事業年度等における別表十八(二)

- 「17の計」 → 別表六(十六)「5」へ転記
- 「18の計」 → 別表六(十六)「3」へ転記

通算法人の一般試験研究費に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書		事業年度	X+1:4:31	法人名	P社	別表六(九)付表
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	1	2,000	円	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18	800
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	2	3,000	円	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18)+(別表六(九)「16」)	19	2,200
他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	3	2,000	円	法人税額基準額 (11)>10%の場合の特例加算割合 $\frac{10}{(11)-10} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20	
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	4	3,000	円	基準年度比売上金額減少割合 ≥2%の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)	21	
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」-別表六(九)「5」)	5	2,000	円	計法人税額基準額 $\frac{(19)+(別表六(九)「16」)+(19)}{(20)+(21)}$	22	550
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)+(別表六(九)「5」)	6	6,800	円	税額控除可能額 (17)と(22)のうち少ない金額	23	60
合算増減試験研究費割合 (2)-(6)	7	▲3,800	円	控除分配割合 (別表六(九)「16」)÷(19)	24	1,400 2,200
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	▲0.5588...	円	税額控除可能分配額 (23)×(24)	25	38
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」-別表六(九)「8」)	9	80,000	円	当初申告税額控除可能額 (当初申告の(23))	26	
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)+(別表六(九)「8」)	10	140,000	円	当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(25))	27	
合算試験研究費割合 (2) (10)	11	0.0214...	円	申告(23) ≥ (26) の場合 (27)	28	
(6) = 0 の場合	12	0.085	円	税額控除超過 (26)-(23)	29	
(8)>9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{10,145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13		円	(27)>0の場合の税額控除可能分配額 (27)-(29) (マイナスの場合は0)	30	
(12)及び(13)以外の場合 $\frac{10,145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.02	円	(29)>(27)の場合の税額控除超過 取戻税額 (29)-(27)	31	
(11)>10%の場合の控除増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15		円	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額 (32)の法人税額相当額	32	
合算税額控除割合 (12),(13)又は(14)+(12),(13)又は(14)×(15) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	16	0.02	円	(33)の当期税額基準額 (33)×(0.25+(20)+(21))	33	
試験研究費基準額 (4)×(16)	17	60	円	調整後税額控除可能額 (17)と(22)-(34)のうち少ない金額	34	
			円	(26)>(35)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (26)-(35)	35	

3 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、六(九)付表、六(十五)、六(十六)）

[(X+2/3期) 別表六(十六)の作成]

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合 の法人税額の特別控除に関する明細書							別 表 六 十 六
事業 年 度	X+1・ X+2	4・ 3	1 31	法人名	P社		
一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算							
過去適用事業年 度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整 戻税額の合計額 (当該過去適用事業 年度等の別表十八 (二)「18の計」)	調整税額控除可能額 ((1)と(2)-(3))の うち少ない金額) (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合 計額 (当該過去適用事業 年度等の別表十八(二) 「17の計」)	既取戻税額控除超 過額 (3)+(5)	
	1	2	3	4	5	6	
X・ X+1・ 4・ 3・ 1 31	60	550	116	60	490	606	
過去適用事業年 度等	既控除対象額 (前期以前の(10) の合計)	調整対象金額 (4)+(6)-(7) (マイナスの場合は0)	当初申告税額控除 可能額 (当該過去適用事業年 度等の当初申告の別表六 (九)付表「23」又は別表六 (十)付表「22」)	控 除 対 象 額 ((6)と(8)-(9))の うち少ない金額) (マイナスの場合は0)	控 除 分 配 割 合 ((6)と(8)-(9))の うち少ない金額) (マイナスの場合は0)	個別控除対象額 (10)×(11)	
	7	8	9	10	11	12	
X・ X+1・ 4・ 3・ 1 31	0	666	550	116	$\frac{1,400}{2,200}$	74	
計						74	
調 整 前 法 人 税 額 (別表「2」)-(28)	13	円 法人税額の特別控除額 ((12)の計)と(13)のうち少ない金額)			14	円 74	

⇒ 別表六(九)付表「26」(36ページ)と同額(X+1/3期の当初申告における別表六(九)付表「23」)。

別表六(六)「3」へ転記

⇒ 「控除対象額10」を過去適用事業年度(X+1/3期)における控除分配割合で配分します。

⇒ S2社は、過去適用事業年度における調整前法人税額が0であり、控除分配割合が0となるため、個別控除対象額は生じません。

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合 の法人税額の特別控除に関する明細書					事業 年 度	X+1・ X+2	4・ 3	1 31	法人名	S1社	別 表 六 十 六
一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算											
過去適用事業年 度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整 戻取税額の合計額 (当該過去適用事業 年度等の別表十八 (二)「18の計」)	調整税額控除可能額 ((1)と(2)-(3))の うち少ない金額) (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合 計額 (当該過去適用事業 年度等の別表十八(二) 「17の計」)	既取戻税額控除超 過額 (3)+(5)					
	1	2	3	4	5	6					
X・ X+1・ 4・ 3・ 1 31	60	550	116	60	490	606					
過去適用事業年 度等	既控除対象額 (前期以前の(10) の合計)	調整対象金額 (4)+(6)-(7) (マイナスの場合は0)	当初申告税額控除 可能額 (当該過去適用事業年度 等の当初申告の別表六 (九)付表「23」又は別表六 (十)付表「22」)	控 除 対 象 額 ((6)と(8)-(9))の うち少ない金額) (マイナスの場合は0)	控 除 分 配 割 合 ((6)と(8)-(9))の うち少ない金額) (マイナスの場合は0)	個別控除対象額 (10)×(11)					
	7	8	9	10	11	12					
X・ X+1・ 4・ 3・ 1 31	0	666	550	116	$\frac{800}{2,200}$	42					
計						42					
調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」)-(28)	13	円 法人税額の特別控除額 ((12の計)と(13)のうち少ない金額)				14	円 42				

⇒ 別表六(九)付表「26」(38ページ)と同額(X+1/3期の当初申告における別表六(九)付表「23」)。

○遮断措置の適用

この進行年度調整措置を適用するに当たり、内国法人の各対象事業年度に係る調整対象基礎額（調整税額控除可能額と既取戻税額控除超過額の合計額をいいます。）又は控除分配割合が当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合と異なるときは、当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合を各対象事業年度に係る調整対象基礎額又は控除分配割合とみなすこととされています（措法42の4⑭）。

4 損益通算（別表七の三）

（損益通算の仕組み）

グループ通算制度においては、通算グループ内で損益通算（①所得事業年度の損益通算による損金算入、②欠損事業年度の損益通算による益金算入）をすることができます。損益通算の仕組み（イメージ）は、以下のとおりです。

【通算グループ全体で欠損金額より所得金額が多い場合】

P社（親）
所得500

SI社（子）
所得300

S2社（子）
欠損▲200

S3社（子）
欠損▲400

① グループ各社の所得及び欠損をそれぞれ合算

所得計：800
(500+300)

欠損計：▲600
(▲200+▲400)

② 損益通算（所得金額の比により、欠損の合計額を配賦）

$\frac{▲600 \times 500}{800} = ▲375$
(損金算入)

$\frac{▲600 \times 300}{800} = ▲225$
(損金算入)

$\frac{600 \times 200}{600} = 200$
(益金算入)

$\frac{600 \times 400}{600} = 400$
(益金算入)

※所得計（800）が欠損計（▲600）を超えることから、欠損計（▲600）が上限

③ 損益通算後

所得125

所得75

欠損→0

欠損→0

④ 税額の計算（所得×税率）等

⑤ 申告・納税

【通算グループ全体で所得金額より欠損金額が多い場合】

P社（親）
所得200

SI社（子）
所得400

S2社（子）
欠損▲500

S3社（子）
欠損▲300

① グループ各社の所得及び欠損をそれぞれ合算

所得計：600
(200+400)

欠損計：▲800
(▲500+▲300)

② 損益通算（欠損金額の比により、他社へ渡す欠損の額を配賦）

$\frac{▲600 \times 200}{600} = ▲200$
(損金算入)

$\frac{▲600 \times 400}{600} = ▲400$
(損金算入)

$\frac{600 \times 500}{800} = 375$
(益金算入)

$\frac{600 \times 300}{800} = 225$
(益金算入)

※欠損計（▲800）が所得計（600）を超えることから、所得計（600）が上限

③ 損益通算後

所得→0

所得→0

欠損▲125
※翌期に繰越し

欠損▲75
※翌期に繰越し

④ 税額の計算等

⑤ 申告

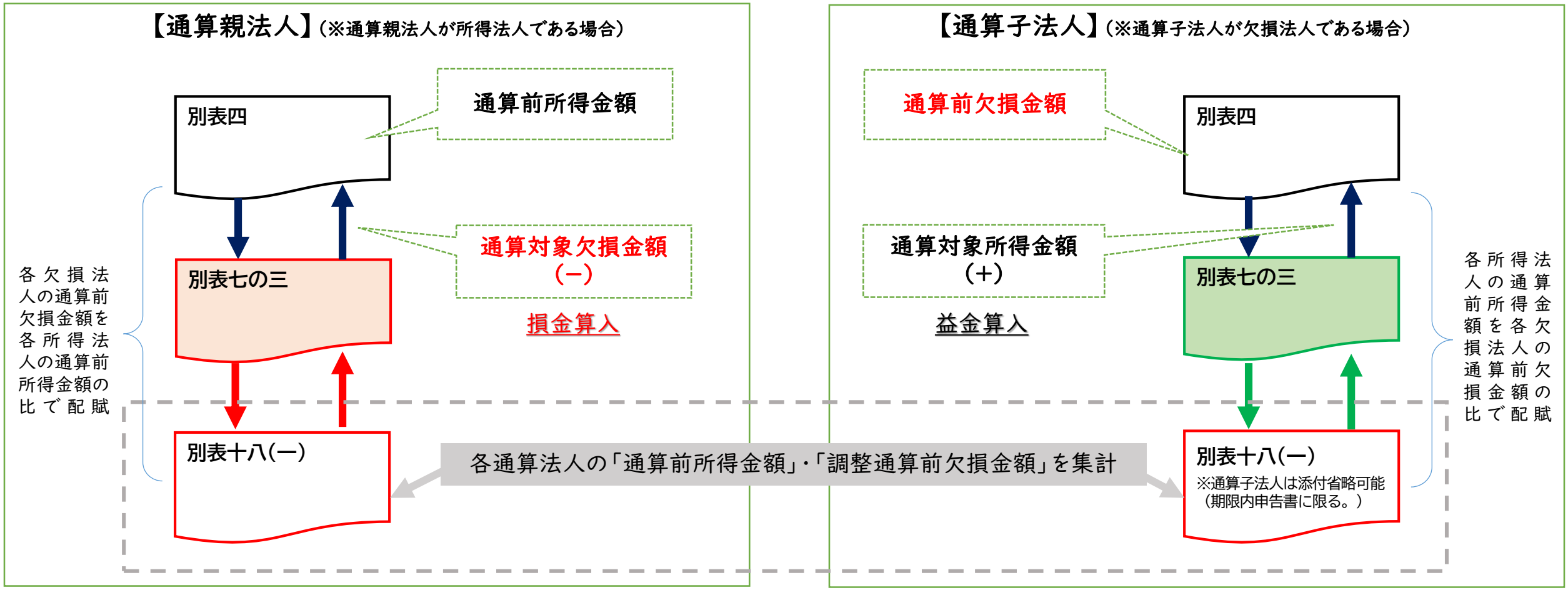
4 損益通算（別表七の三）

（別表七の三の作成の目的）

前ページのとおり、グループ通算制度においては通算法人間で損益通算を行うことができます。この表は、通算法人が法第64条の5第1項から第4項まで《損益通算》の規定の適用を受ける場合（その事業年度において生じた欠損金額のうち法第64条の6《損益通算の対象となる欠損金額の特例》の規定によりないものとされるものがある場合を含みます。）に使用します。→参考：[Q&A問49](#)

（※）損益通算の対象となる所得事業年度及び欠損事業年度はいずれも通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限られます。

〔別表七の三の使用イメージ〕



4 損益通算（別表七の三）

【設例④－１－１】：当初申告において期限後申告をした通算法人の損益通算

- ・通算法人であるP社、S1社、S2社及びS3社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・別表七の三「12」から「14」までの各欄に記載すべき金額（特定資産譲渡等損失額等）はないものとします。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社
事業年度	自 X 年 4 月 1 日 至 X+1 年 3 月 31 日 (期 限 内 申 告)	自 X 年 4 月 1 日 至 X+1 年 3 月 31 日 (期 限 内 申 告)	自 X 年 4 月 1 日 至 X+1 年 3 月 31 日 (期 限 内 申 告)	自 X 年 4 月 1 日 至 X+1 年 3 月 31 日 (期 限 後 申 告)
通算前所得金額又は 通算前欠損金額 (▲)	15, 000, 000円	▲9, 000, 000円	2, 500, 000円	4, 000, 000円

【P社の別表七の三「1」】
⇒ 別表四「39の①」＋「40の①」の金額
を記載します。

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算
対象外欠損金額の計算に関する明細書

通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通			円
所得	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」＋「40の①」)	1	15, 000, 000

【S1社の別表七の三「6」】
⇒ 別表四「39の①」＋「40の①」が0を下
回る場合のその下回る額を記載します。

欠 損 事 業	通 算 前 欠 損 金 額 ((別表四「39の①」＋「40の①」) が0を 下回る場合のその下回る額)	6	9, 000, 000
	調 整 通 算 前 欠 損 金 額 (6) 又は (16)	7	9, 000, 000

【S2社の別表七の三「1」】
⇒ 別表四「39の①」＋「40の①」の金額を
記載します。

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算
対象外欠損金額の計算に関する明細書

通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通			円
所得	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」＋「40の①」)	1	2, 500, 000

(注) 期限内申告書が提出されなかった場合には、その法人の通算前所得金額及び
通算前欠損金額は「0」（損益通算の対象外）となります（基通12の7－1－2）。

4 損益通算（別表七の三）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等		X・4・1 X+1・3・31	法人名		P社
法人名	1	通算親法人			
		P社	S1社	S2社	S3社
法人番号		※本設例では記載省略			
納税地	2				
事業年度等	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27	15,000,000	2,500,000	0	17,500,000
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28		9,000,000		9,000,000

別表十八(一)

通算親法人（P社）の期限内申告書にこの明細書（別表十八(一)）が添付されている場合には、他の通算法人の期限内申告書（その通算親法人の期限内申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限ります。）にこの明細書を添付する必要はありません。

通算子法人別に記載します。

S3社は期限後申告のため「0」を記載します。

【P社の別表七の三】

事業年度で ある場合	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」) - (1)	2	2,500,000
	計 (1) + (2)	3	17,500,000
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	9,000,000
	通算対象欠損金額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$	5	7,714,286 →損金算入 (P社の別表四「41」に転記)

【S1社の別表七の三】

事業年度で ある場合	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」) - (7)	8	0
	計 (7) + (8)	9	9,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	9,000,000
	通算対象所得金額 (10) × $\frac{(7)}{(9)}$	11	9,000,000 →益金算入 (S1社の別表四「41」に転記)

【S2社の別表七の三】

事業年度で ある場合	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」) - (1)	2	15,000,000
	計 (1) + (2)	3	17,500,000
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	9,000,000
	通算対象欠損金額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$	5	1,285,714 →損金算入 (S2社の別表四「41」に転記)

4 損益通算（別表七の三）

【設例④－１－２】：当初申告が期限後申告である通算法人が修正申告をする場合

- ・ 設例④－１－１を前提とします。
- ・ S3社（当初申告が期限後申告）の所得金額の計算に誤りがあったため、修正申告を行います。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社	【設例④－１－１】
事業年度		自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限内申告）	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日 （期限後申告）	
当初申告	通算前所得金額又は 通算前欠損金額（▲）	15,000,000円	▲9,000,000円	2,500,000円	4,000,000円	
修正申告	通算前所得金額の増加額（＋）	－	－	－	+1,300,000円	

【S3社の別表七の三「１」（当初申告）】

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通	
所得	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)
	1 0

【S3社の別表七の三「１」（修正申告）】

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通	
所得	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)
	1 0

当初申告が期限後申告である通算法人が通算前所得金額（別表四「39の①」+「40の①」）を増加させる修正申告を行う場合



- ⇒ 45ページの（注）のとおり、損益通算は期限内申告書に記載された通算前所得金額又は通算前欠損金額が対象であり、通算法人のうち期限後申告書を提出したものの通算前所得金額又は通算前欠損金額はない（＝0）こととされています。
- ⇒ 期限後申告をした通算法人がその後に修正申告書を提出する場合であっても、遮断措置（設例④－２－２参照）によって通算前所得金額又は通算前欠損金額は「0」のまま固定されることになります。
- ⇒ 期限後申告をした通算法人については、法第64条の5第8項の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）が適用される場合を除き、損益通算の対象となることはありません（基通12の7-1-2）。

4 損益通算（別表七の三）

【設例④－２－１】：グループ全体が欠損超過のため遮断措置が適用されない場合（全体再計算）

- ・ 通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況（当初申告・修正申告）はそれぞれ次のとおりです（当初申告は各社とも期限内申告をしています。）。
- ・ S2社の所得金額が1,200,000円過少となっていたため、S1社は修正申告を行います。
- ・ 別表七の三「12」から「14」までの各欄に記載すべき金額（特定資産譲渡等損失額等）はないものとします。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
事業年度		自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日	自 X年4月 1日 至 X+1年3月31日	
当初申告	通算前所得金額又は通算前欠損金額（▲）	2,000,000円	▲9,000,000円	4,500,000円	▲2,500,000円
	通算対象欠損金額（▲）又は通算対象所得金額	▲2,000,000円	6,500,000円	▲4,500,000円	－
	所得金額又は欠損金額（▲）	0円	▲2,500,000円	0円	▲2,500,000円
修正申告	通算前所得金額又は通算前欠損金額（▲）	2,000,000円	▲9,000,000円	5,700,000円	▲1,300,000円
	通算対象欠損金額（▲）又は通算対象所得金額	▲2,000,000円	7,700,000円	▲5,700,000円	－
	所得金額又は欠損金額（▲）	0円	▲1,300,000円	0円	▲1,300,000円

○遮断措置の適用と全体再計算について（具体的な判定については89ページ以下参照）→参考：Q&A問51

- ・ 通算事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当初申告通算前所得金額又は当初申告通算前欠損金額（その通算事業年度の期限内申告書に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額）と異なるときは、当初申告通算前所得金額を通算前所得金額と、当初申告通算前欠損金額を通算前欠損金額と、それぞれみなすこととされています（他の通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額の計算に誤りがあった場合においても、損金又は益金の額に算入する金額は変わらないことになります。）（法64の5⑤）。→「**遮断措置**」
- ・ 他方、通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次の要件の全てに該当するときは、遮断措置を適用しないこととされています（法64の5⑥、令131の7①）。→「**全体再計算**」
 1. 通算事業年度の全てについて、期限内申告書に記載された所得金額が0であること又は期限内申告書に記載された欠損金額があること。
 2. 通算事業年度のいずれかについて、期限内申告書に記載された通算前所得金額が過少であること又は期限内申告書に記載された通算前欠損金額が過大であること。
 3. 通算事業年度のいずれかについて、次の規定を適用しないものとして計算した場合の所得金額が0を超えること。
 - (a) 法第64条の5第6項の規定（欠損事業年度の全体再計算）
 - (b) 法第64条の7第8項《欠損金の通算》の規定（欠損金の通算における全体再計算）
 - (c) 令第19条第7項《関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額》の規定
 - (d) 措法第61条の4第3項第4号《交際費等の損金不算入》の規定

⇒ 本設例のように、通算グループ全体として欠損超過であるにもかかわらず、修正申告又は更正について遮断措置を適用することにより所得金額が生ずる場合には、全体再計算をすることとなります（S1社のみ修正申告が必要です。P社及びS2社は所得金額が変わらないため修正申告又は更正の請求の対象になりません。）。

4 損益通算（別表七の三）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等		X・4・1 X+1・3・31	法人名		S1社
法人名	1	通算親法人			
		P社	S1社	S2社	計
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27	2,000,000		5,700,000	7,700,000
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28	9,000,000		※当初申告の通算前所得金額 …4,500,000	9,000,000

別表十八(一)

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(一)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

【P社の別表七の三（※参考…修正申告不要）】

通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通			円
所得	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	2,000,000
事業	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)	2	5,700,000
年	計 (1)＋(2)	3	7,700,000
度	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	7,700,000
で	通 算 対 象 欠 損 金 額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5	2,000,000
あ			
る			
場			
合			

【S1社の別表七の三（修正申告）】

通 算 対 象 所 得 金 額 の 計 算			円
欠	通 算 前 欠 損 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額)	6	9,000,000
損	調 整 通 算 前 欠 損 金 額 (6)又は(16)	7	9,000,000
事	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)－(7)	8	0
業	計 (7)＋(8)	9	9,000,000
年	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	7,700,000
度	通 算 対 象 所 得 金 額 (10)× $\frac{(7)}{(9)}$	11	7,700,000
で			
あ			
る			
場			
合			

【S2社の別表七の三（※参考…修正申告不要）】

通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通			円
所得	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	5,700,000
事業	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)	2	2,000,000
年	計 (1)＋(2)	3	7,700,000
度	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	7,700,000
で	通 算 対 象 欠 損 金 額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5	5,700,000
あ			
る			
場			
合			

全体再計算の場合には、「5」及び「11」は正当額により計算した金額となります。

4 損益通算（別表七の三）

【設例④－２－２】：全体再計算後に欠損金額が減少する場合（遮断措置）

- ・ 設例④－２－１を前提とします。
- ・ 設例④－２－１の後、S1社の通算前欠損金額が1,000,000円過大であることが判明したため、S1社は修正申告を行います。
- ・ P社、S1社及びS2社の申告の状況（当初申告・修正申告）はそれぞれ次のとおりです。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算グループ計
事業年度		自 X 年 4 月 1 日 至 X+1 年 3 月 31 日	自 X 年 4 月 1 日 至 X+1 年 3 月 31 日	自 X 年 4 月 1 日 至 X+1 年 3 月 31 日	
当初申告	通算前所得金額又は通算前欠損金額（▲）	2,000,000円	▲9,000,000円	4,500,000円	▲2,500,000円
	通算対象欠損金額（▲）又は通算対象所得金額	▲2,000,000円	6,500,000円	▲4,500,000円	—
	所得金額又は欠損金額（▲）	0円	▲2,500,000円	0円	▲2,500,000円
修正申告	通算前所得金額又は通算前欠損金額（▲）	2,000,000円	▲9,000,000円	5,700,000円	▲1,300,000円
	通算対象欠損金額（▲）又は通算対象所得金額	▲2,000,000円	7,700,000円	▲5,700,000円	—
	所得金額又は欠損金額（▲）	0円	▲1,300,000円	0円	▲1,300,000円
修正申告	通算前所得金額又は通算前欠損金額（▲）	2,000,000円	▲8,000,000円	5,700,000円	▲300,000円
	通算対象欠損金額（▲）又は通算対象所得金額	▲2,000,000円	7,700,000円	▲5,700,000円	—
	所得金額又は欠損金額（▲）	0円	▲300,000円	0円	▲300,000円

(※)

(※)…【設例④－２－１】

- ⇒ 全体再計算（設例④－２－１参照）を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における遮断措置及び全体再計算の適用については、その修正申告書若しくはその更正に係る更正通知書又はこれらの書類に添付された書類に記載された「その通算事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額」及び「その通算事業年度の所得金額又は欠損金額」を、期限内申告書又はこれに添付された書類に記載されたこれらの金額とみなすこととされています（期限内申告額の洗替え。法64の5⑦）。
- ⇒ 本設例においては、上記の洗替後の金額で判定すると全体再計算の要件（48ページ「遮断措置の適用と全体再計算」参照）を満たさないため、S1社のみが修正申告の対象となります（遮断措置）。

4 損益通算（別表七の三）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等		X・4・1 X+1・3・31	法人名		S1社
法人名	1	通算親法人			計
		P社	S1社	S2社	
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27	2,000,000		5,700,000	7,700,000
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28		8,000,000		8,000,000

通算子法人別に
記載します。

別表十八(一)

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(一)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

【S1社の別表七の三（修正申告）】

通 算 対 象 所 得 金 額 の 計 算				円	
事業年度であ る場合	通 算 前 欠 損 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額)	6	8,000,000		
	調 整 通 算 前 欠 損 金 額 (6)又は(16)	7	8,000,000		
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)-(7)	8	0		
	計 (7)+(8)	9	8,000,000		
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	7,700,000		
	通 算 対 象 所 得 金 額 (10)× $\frac{(7)}{(9)}$	11	7,700,000		

⇒ 修正申告又は更正の請求をする場合において、遮断措置が適用されるときは別表七の三「5」又は「11」には、当初申告書の別表七の三「5」又は「11」の金額（既に全体再計算をする修正申告書の提出又は更正がされていたときは、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「5」又は「11」の金額として計算される金額）を記載します。
⇒ 本設例における別表七の三「11」には、設例④-2-1の7,700,000を記載します。

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

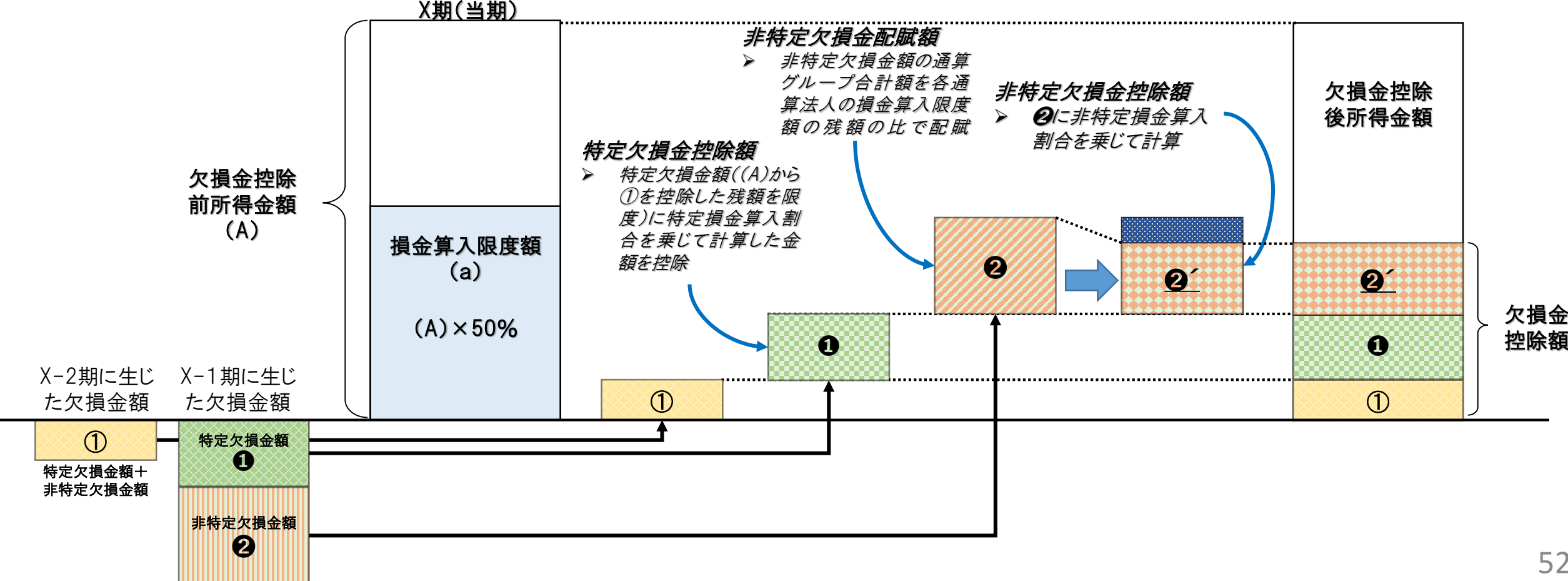
（欠損金の通算の仕組み）

グループ通算制度における通算法人の過年度の欠損金額については、欠損金の繰越控除（法57①）の適用を受ける事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうち発生事業年度の古いものから順に、特定欠損金額を所得の金額の範囲内で控除し、次に非特定欠損金額の配賦額を損金算入限度額の範囲内で控除することとなります（法64の7①）。

欠損金の通算の仕組みを図示すると、以下のとおりです。→参考：[Q&A問54](#)

（※）通算法人である普通法人が法第66条第6項《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に規定する中小通算法人である場合には、その通算法人である普通法人は法第57条第11項第1号《欠損金の繰越し》に規定する中小法人等に該当するため、欠損金の損金算入限度額は各事業年度の所得の金額（所得の金額の100%相当額）となります（法57①⑪一）。
具体的な判定については、「[欠損金の繰越しに係る中小通算法人の判定](#)」を参照してください。

【特定・非特定欠損金額の当期控除額の計算（イメージ）】



5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

[欠損金の通算に係る各別表の対応関係]

【連結納税制度における別表との関係】

別表七の二付表一（「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」）

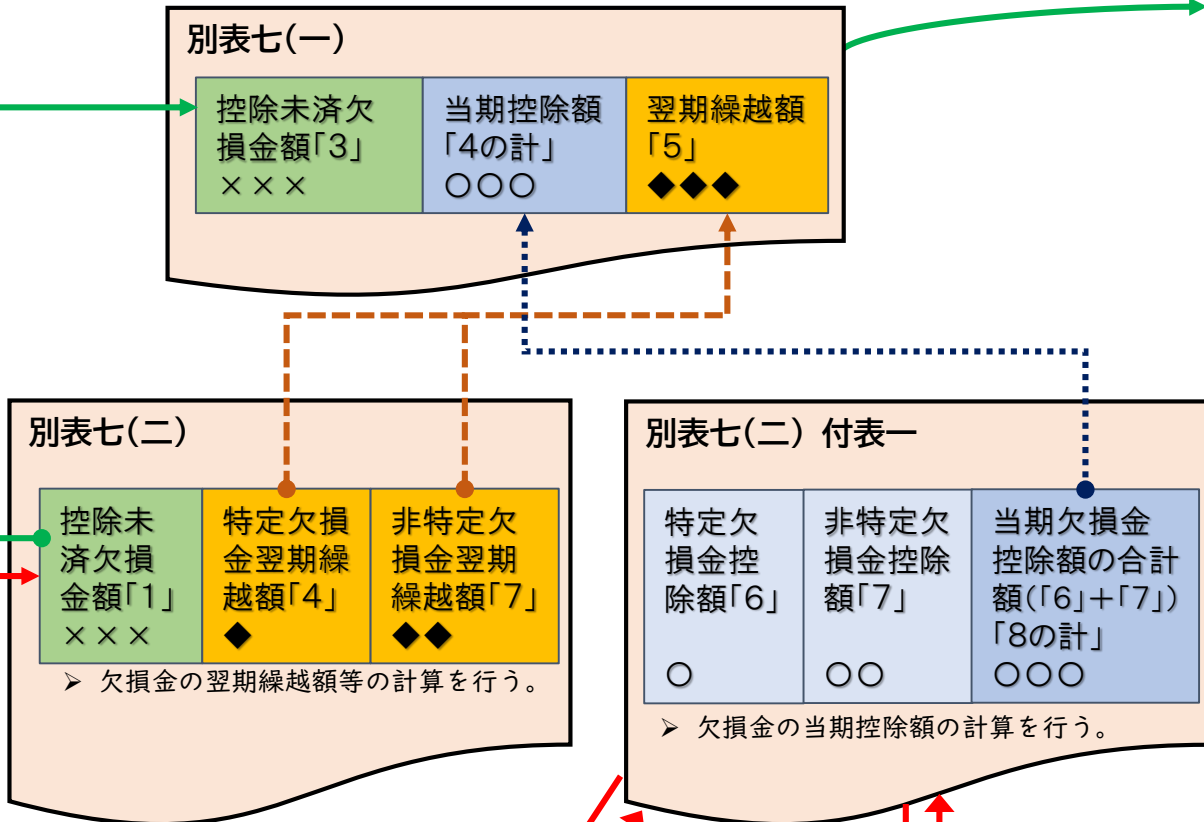
連結欠損金個別帰属額
➤ 別表七(二)記載の仕方2(4)

※連結欠損金の個別帰属額に関する経過措置

当該事業年度が連結納税終了の場合等の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合には、連結欠損金個別帰属額は内国法人の欠損金額とみなされます（令2改正法附則20①）。

また、特定連結欠損金個別帰属額は特定欠損金額として、非特定連結欠損金個別帰属額は非特定欠損金額としてそれぞれ引き継がれます（令2改正法附則28③）。

【当期の別表の対応関係】



※通算法人が法第64条の7第1項《欠損金の通算》等の適用を受ける場合の別表七(一)の記載について

別表七(一)「3」から「5」までの各欄は、次により記載します。

○控除未済欠損金額「3」

- 別表七(二)「1」の金額を記載。

○当期控除額「4」

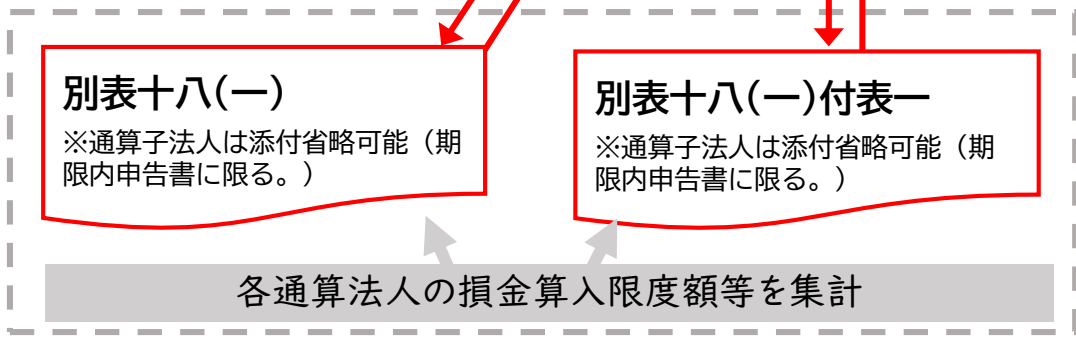
- 別表七(二)付表一「8の計」に金額の記載がある場合には、その金額を「計」の欄に記載。
- 別表七(二)付表二「4の計」に金額の記載がある場合には、その金額を「計」の欄に記載。

○翌期繰越額「5」

- 別表七(二)「4」と「7」の金額の合計額を記載。

別表十八(一)
※通算子法人は添付省略可能（期限内申告書に限る。）

別表十八(一)付表一
※通算子法人は添付省略可能（期限内申告書に限る。）



5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

【設例⑤－１】：当初申告における欠損金の通算

- ・通算法人であるP社、S1社、S2社及びS3社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです（いずれも中小法人等に該当しません。）。
- ・繰越欠損金の発生年度はいずれも[自X-1年4月1日至X年3月31日]であり、これまでに損金算入したものはありません。
- ・グループ通算制度開始・加入等に伴う繰越欠損金の制限はないものとします。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社
事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)
欠損控除前所得金額	14,000円	6,800円	4,150円	0円
前期からの繰越欠損金	5,700円	4,850円	4,600円	700円
うち 特定欠損金額	2,200円	3,050円	4,600円	0円
非特定欠損金額	3,500円	1,800円	0円	700円

[① 控除前所得金額及び損金算入限度額]

【別表七(一)】

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	法人名
控除前所得金額 (別表四「43の①」)	1
損金算入限度額 (1) × $\frac{50\text{又は}100}{100}$	2

P社 …14,000
S1社 … 6,800
S2社 … 4,150
S3社 … 0

P社 …7,000
S1社 …3,400
S2社 …2,075
S3社 … 0

別表七(一)

【別表七(二)付表一】

通算法人の欠損金の通算に関する明細書

事業年度	法人名
控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1
損金算入限度額 (別表七(一)「2」)	2

P社 …14,000
S1社 … 6,800
S2社 … 4,150
S3社 … 0

P社 …7,000
S1社 …3,400
S2社 …2,075
S3社 … 0

別表十八(一)「23」へ転記
(次ページ参照)

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二)

[② 各通算法人の損金算入限度額の集計]

【別表十八(一)】

		P社	S1社	S2社	S3社	計
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23	7,000	3,400	2,075	0	12,475
控除対象欠損金額						



【別表七(二)付表一】

他の通算法人の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)「23の計」) - (2)	3	円
---	---	---

P社 …5,475、S1社…9,075、
S2社…10,400、S3社…12,475

[③ 控除未済欠損金額]

【別表七(二)】

欠 損 金 の 翌 期 繰 越 額 の 計 算							
事業年度	控除未済欠損金額 (前期の(4) + (7))	特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 の 計 算		非 特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 の 計 算			
		(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額 (前期の(4))	損 金 算 入 特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 (2)と(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」のうち少ない金額)又は(別表七(二)付表二「5」)	特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 ((2) - (3))又は(別表七(四)「15の内書」)	(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1) - (2)	損 金 算 入 非 特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 ((5) × (当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」)又は(別表七(二)付表二「1」+「6」)	非特定欠損金翌期繰越額 ((5) - (6))又は(別表七(四)「15」-「15の内書」)
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円		円	円	
・				円			円
・							円
X-1・4・1 X・3・31							

P社…2,200、S1社…3,050、S2社…4,600、S3社…0
P社…3,500、S1社…1,800、S2社…0、S3社…700
P社…5,700、S1社…4,850、S2社…4,600、S3社…700

【別表七(一)】

事業年度	区 分	控 除 未 済 欠 損 金 額
		3
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
X-1・4・1 X・3・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
	計	

別表七(一)「3」に転記

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

[④ 特定欠損金控除額の計算]

【別表七(二)付表一】

控除前所得金額 (別表七(一)「1」)		損金算入限度額 (別表七(一)「2」)		他の通算法人の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)「23の計」) - (2)	
1		2		3	
発生欠損金額の明細		当期欠損金控除額の明細		当該10年内事業年度前の各10年内事業年度における既損金算入額の合計額	
特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七(二)「2」)		特定欠損金控除額 ((4) と (14) のうち少ない金額)		他の通算法人の既損金算入額の合計額 (別表十八(一)付表一「3」) - (9)	
非特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七(二)「5」)		非特定欠損金控除額 (18) × (20)		当期欠損金控除額の合計額 (6) + (7)	
4		6		9	
円		円		円	
X-1 4 1		X 3 31			
計					

P社 ...2,200
S1社...3,050
S2社...4,150
S3社... 0

特定欠損金控除額
通算グループ計 9,400

P社 ...2,200
S1社...3,050
S2社...4,600
S3社... 0

0

欠損金の通算に関する計算						
特定欠損金額の計算				非特定欠損金額の計算		
10年内事業年度						
欠損控除前所得金額 (1) - (9)		控除可能特定欠損金額 ((4) と (11) のうち少ない金額)	特定損金算入割合 (別表十八(一)「23の計」) - (別表十八(一)付表一「3」) 別表十八(一)付表一「4」 (1を超える場合は1) (別表十八(一)付表一「4」=0の場合は0)	特定損金算入限度額 (12) × (13)	各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表十八(一)付表一「1」)	他の通算法人の既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)付表一「5」) - (16)
11		12	13	14	15	16
円		円		円	円	円
X-1 4 1		X 3 31				

P社 ...2,200
S1社...3,050
S2社...4,150
S3社... 0

P社 ...2,200
S1社...3,050
S2社...4,150
S3社... 0

特定損金算入割合 = 12,475 / 9,400 > 1 (1を超えるため1)
(※別表十八(一)付表一「3」及び「4」については、次ページ参照)

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

[⑤ 10年内事業年度に係る各通算法人の欠損金額等に関する明細書]

国税庁から通知を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。

10年内事業年度に係る各通算法人の欠損金額等に関する明細書										
事業年度					法人名					
X・4・1 X+1・3・31					P社					
通 算 親 法 人					S1社					
法 人 名	法 人 番 号	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定欠損金額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定欠損金額
10年内事業年度		(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・			円					円	
X・4・1 X・3・31					3,500	2,200	0	2,200	4,800	1,800
									3,050	0
										350
S2社					S3社					
法 人 名	法 人 番 号	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定欠損金額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定欠損金額
10年内事業年度		(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・			円					円	
X・4・1 X・3・31					0	4,150	0	4,150	0	700
									0	0
									0	0
計										
法 人 名	法 人 番 号	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定欠損金額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定欠損金額
10年内事業年度		(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	1	2	3	4
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・			円					円	
X・4・1 X・3・31							6,000	9,400	0	9,400
										5,150

別表十八(一)付表一

通算親法人（P社）の期限内申告書にこの明細書（別表十八(一)付表一）が添付されている場合には、他の通算法人の期限内申告書（その通算親法人の期限内申告書に係る事業年度終了の日を終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限ります。）にこの明細書を添付する必要はありません。

次ページ参照

特定損金算入割合、非特定損金算入割合の計算の基礎となります。

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二)

[⑦ 翌期繰越額]

【別表七(一)】

			100			
			当期控除額	翌期繰越額		
			(当該事業年度の(3)と(4)の合計額)のうち少ない金額)	(2) - 当該事業年度前の((3) - (4))又は(別表七(四)「15」)		
			3	4	5	
P社 …5,700	事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額	P社 …5,066
S1社…4,850	：	：	円	円		S1社…3,259
S2社…4,600	：	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				S2社…4,150
S3社… 700	：	：				S3社… 0
通算グループ計	：	：				通算グループ計
15,850	X-1 4 1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				12,475
	X 3 31					
		計				

【別表七(二)】

欠損金の翌期繰越額の計算							
		特定欠損金翌期繰越額の計算			非特定欠損金翌期繰越額の計算		
		控除未済欠損金額	特定欠損金	非特定欠損金	控除未済欠損金額	特定欠損金	非特定欠損金
		(前期の(4) + (7))	(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額	(2)と(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」のうち少ない金額)又は(別表七(二)付表二「5」)	(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額	(5) × (当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」)又は(別表七(二)付表二「1」+「6」)	(5) - (6)又は(別表七(四)「15」 - 「15」の内書)
		1	2	3	4	5	6
P社 … 0	事業年度	円	円	円	円	円	円
S1社… 0	：	円	円	円	円	円	円
S2社… 450	：	円	円	円	円	円	円
S3社… 0	：	円	円	円	円	円	円
P社 …2,200	：	円	円	円	円	円	円
S1社…3,050	：	円	円	円	円	円	円
S2社…4,150	：	円	円	円	円	円	円
S3社… 0	：	円	円	円	円	円	円
	X-1 4 1						
	X 3 31						

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

【設例⑤－２－１】：欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初被配賦欠損金控除額がある場合）

- ・ 設例⑤－１を前提とします。
- ・ P社の所得金額の計算に誤り（欠損控除前所得金額の増加）があったため、P社は修正申告を行います。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社
当初申告	事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)
	欠損控除前所得金額	14,000円	6,800円	4,150円	0円
	前期からの繰越欠損金	5,700円	4,850円	4,600円	700円
	うち 特定欠損金額	2,200円	3,050円	4,600円	0円
	非特定欠損金額	3,500円	1,800円	0円	700円
修正申告	欠損控除前所得金額の増加額（＋）	+6,000円	－	－	－
	修正申告後の欠損控除前所得金額	20,000円	－	－	－
	修正申告後の損金算入限度額	× 50/100 → 10,000円	－	－	－

○遮断措置の適用と全体再計算について（具体的な判定については89ページ以下参照）→参考：Q&A問55

- ・ 欠損金の通算の規定（法64の7①）の適用上、他の通算法人の損金算入限度額等の金額が期限内申告書に添付された書類に記載された金額と異なるときは、その記載された金額をそれぞれ他の通算法人の損金算入限度額等とみなすこととされています（修正申告又は更正により通算グループ内の他の通算法人の損金算入限度額等が増減したとしても、増減がなかった通算法人は、他の通算法人の修正申告又は更正の影響を遮断することとなりますので、修正申告又は更正の請求の対象になりません。）（法64の7④）。→「[遮断措置](#)」
- ・ 他方、通算法人の適用事業年度又は他の事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次の場合のいずれかに該当するときは、その適用事業年度について遮断措置を適用しないこととされています（法64の7⑧）。→「[全体再計算](#)」
 1. 法第64条の5第6項《損益通算》の規定（欠損事業年度の全体再計算）の適用がある場合
 2. 法第64条の5第8項の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用がある場合

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

- ⇒ 通算法人（自己）の修正申告又は更正の請求により損金算入限度額等の金額が期限内申告書に添付された書類に記載された金額と異なることとなった場合には、その通算法人の損金の額に算入される過年度の欠損金額は、次の(1)及び(2)の金額の合計額とされます（法64の7⑤）。→参考：[Q&A問55](#)
- (1) 期限内申告書に添付した書類に次のイからホまでの金額として記載された金額を修正申告又は更正の請求に係るイからホまでの金額とみなした場合における被配賦欠損金控除額（別表七(二)付表一「21」）（法64の7⑤一）。
- | | |
|---------------------|-------------------|
| イ 通算法人の損金算入限度額 | ニ 通算法人の特定損金算入限度額 |
| ロ 通算法人において生じた欠損金額 | ホ 通算法人の非特定損金算入限度額 |
| ハ 通算法人において生じた特定欠損金額 | |
- すなわち、期限内申告において他の通算法人から配賦された非特定欠損金額で通算法人（自己）の所得金額から控除した金額は、修正申告又は更正の請求においても損金の額に算入されます。
- (2) その通算法人の過年度の欠損金額のうち次のイの金額をないものとし、その通算法人の損金算入限度額を次のロの金額とし、かつ、欠損金の通算の規定（法64の7①二・三）を適用しないものとした場合に欠損金の繰越しの規定（法57①）により損金の額に算入される金額（別表七(二)付表二「4」）（法64の7⑤二）。
- イ 過年度の欠損金額のうち、ないものとされる金額
- その通算法人において生じた欠損金額のうち、期限内申告書に添付した書類に上記(1)のイからホまでの金額として記載された金額を修正申告又は更正の請求に係るイからホまでの金額とみなした場合における配賦欠損金控除額（別表七(二)付表一「22」）（法64の7⑤二イ）。
- ロ 損金算入限度額とされる金額
- 通算法人の修正申告又は更正の請求に係る損金算入限度額に、期限内申告書で他の通算法人から配賦を受けた損金算入限度額（当初損金算入超過額）がある場合にはその金額を加算し、期限内申告書で他の通算法人に配賦をした損金算入限度額（調整当初損金算入不足額（当初損金算入不足額に損金算入不足割合を乗じて計算した金額））がある場合にはその金額を控除し、更に上記(1)の被配賦欠損金控除額を控除した金額（別表七(二)付表二「16」）（法64の7⑤二ロ）。
- すなわち、通算法人の過年度の欠損金額のうち、期限内申告において他の通算法人に配賦した非特定欠損金額で他の通算法人の所得金額から控除した金額（上記(2)イの金額）を、その通算法人の過年度の欠損金額から控除した上で、その控除後の欠損金額のうち損金算入限度額とされる金額（上記(2)ロの金額）に達するまでの金額が、損金の額に算入される金額となります。
- ⇒ 本設例では、P社は、欠損控除前所得金額の増加に伴い損金算入限度額が増加し、上記(1)の金額1,072及び上記(2)の金額5,700の合計額である6,772が損金の額に算入されますので、欠損金の当期控除額が増加します（次ページ以降参照。）。
- なお、全体再計算の要件を満たさず遮断措置が適用されることにより、P社以外の法人は、修正申告又は更正の請求の対象になりません。

○期限内申告額の洗替え

通算法人の適用事業年度又は他の事業年度について、「**全体再計算**」（法第64条の5第6項（60ページの1.）の規定が適用される場合に限ります。）を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における「**遮断措置**」の適用については、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に次の金額として記載された金額を期限内申告書に添付された書類に次の金額として記載された金額とみなすこととされています（法64の7⑨）。

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 他の通算法人の損金算入限度額 | (5) 適用事業年度の損金算入限度額 |
| (2) 他の通算法人において生じた欠損金額及び特定欠損金額 | (6) 適用事業年度に係る各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額 |
| (3) 上記(2)のうち他の通算法人の損金の額に算入される金額 | (7) 適用事業年度に係る各10年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額 |
| (4) 他の通算法人の欠損控除前所得金額 | |

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二)

【P社の別表七(二)付表一】

発生欠損金額の明細		修正申告である場合					
10年内事業年度	特定欠損金額に係る 控除未済額 (当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七(二)「2」)	非特定欠損金額に係る 控除未済額 (当該10年内事業年度の別表七(二)「5」)	⇒ 修正申告又は更正の請求をする場合の各欄の記載は次によります。				
			① 法第64条の7第5項の規定の適用がある場合……「発生欠損金額の明細」及び「修正申告である場合」の各欄のみ記載します。				
			② ①以外の場合……「修正申告である場合」の各欄は記載しません。				
	4	5	10年内事業年度	当初被配賦欠損金控除額 (当初申告の((18) - (5)) × (20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控除額 (当初申告の(5) - (18)) × (20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (22) - (5) (マイナスの場合は0)	調整当初配賦欠損金控除額 (22) - (23)
X-1・4・1 X・3・31	2,200	3,500	X-1・4・1 X・3・31	1,072	0	0	0
計			計	1,072	0	0	0

⇒ 修正申告又は更正の請求をする場合の各欄の記載は次によります。

① 法第64条の7第5項の規定の適用がある場合……「発生欠損金額の明細」及び「修正申告である場合」の各欄のみ記載します。

② ①以外の場合……「修正申告である場合」の各欄は記載しません。

⇒ 期限内申告書において他の通算法人から配賦を受けた非特定欠損金額のうち控除した金額（前ページの(1)参照）
⇒ $(5,592 - 3,500) \times 0.5125$ （各金額は58ページ）（被配賦欠損金額×非特定損金算入割合）

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等		法人名				別表十八(一)
X・4・1 X+1・3・31		P社	S1社	S2社	S3社	
法人名	通算親法人	1				
	P社					
	1					
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21	0	0	2,075	0	2,075
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22	1,934	141	0	0	2,075

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(一)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

別表七(二)付表二「11」及び「12」へ転記

各通算法人の当初申告の別表七(一)から計算

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

通算法人が修正申告をする場合の欠損金の当期控除額の計算に関する明細書

事業年度 X+1		法人名		P社	
金の当期控除額の計算					
額控除後 限度額 （該事業年度 合計額）	当期控除額 （（別表七（二）「2」+ （2））と（3）のうち少 ない金額）	(4)のうち損金算入 特定欠損金額 （（別表七（二）「2」）と （4）のうち少ない金 額）		(4)のうち損金算入 非特定欠損金額 （（2）と（（4）－（5））の うち少ない金額）	
	4	5		6	
994	5,700	2,200		3,500	
	6,772				
額の調整計算					
算入過不足額の調整					
算入不足額 （別表七 「4の計」）	他の当初損金算入超 過額の合計額 （別表十八（一）「21の計」）	当初損金算入不足額 の合計額 （別表十八（一）「22の計」）		損金算入不足割合 $\frac{(11)}{(12)}$	
	11	12		13	
934	2,075	2,075		1	
益金算入額がある場合の調整					
当初配賦欠損金控除額 の益金算入額	益金算入後所得金額の うち当初配賦欠損金控 除額	益金算入後損金算入限 度額			
（別表七（ 計））				$\frac{10}{30} + (18)$	
「益金算入額がある場合の調 整」欄については設例⑤－2 －3参照（66ページ）。					
円					

別表七(二)「3」へ転記

- ⇒ 別表七(二)付表一「21の計」に金額の記載がある場合には、その金額を含めて記載します。
- ⇒ 別表七(一)「4の計」へ転記します。
- ⇒ 本設例における当期控除額は次の金額の合計額となります（括弧内は期限内申告書における控除額）。
- ① 当初被配賦欠損金控除額……………1,072 (1,072)
 - ② 特定欠損金額に係る控除額（「5」）……………2,200 (2,200)
 - ③ 自己の非特定欠損金額に係る控除額（「6」）…3,500 (1,794)
 - ※①+③＝非特定欠損金額に係る控除額……………4,572 (2,866)

「1」+「6」を別表七(二)「6」へ転記

- ⇒ 「9」の金額が0を超える場合には「10」から「14」までの各欄は記載せず、「10」の金額が0を超える場合には「9」は記載しません。
- ⇒ 本設例では「10」に当初申告の別表七(一)から計算した1,934（7,000（54ページ）－5,066（59ページ））を記載します。

- ⇒ 当初過不足調整損金算入限度額から当初被配賦欠損金控除額を控除します。
- ⇒ 本設例では、8,066－1,072（前ページ）

- ⇒ 修正申告又は更正の請求に係る損金算入限度額（「8」）に、期限内申告書で他の通算法人から配賦を受けた損金算入限度額（「9」）がある場合は加算し、他の通算法人へ配賦をした損金算入限度額（「14」）がある場合は控除します（61ページの(2)口参照）。
- ⇒ 本設例では「14」がある場合に該当します（10,000－1,934）。

- ⇒ 期限内申告書において、他の通算法人へ配賦した損金算入限度額（当初損金算入不足額×損金算入不足割合）

設例⑤－2－1の表を参照（60ページ）

「益金算入額がある場合の調整」欄については設例⑤－2－3参照（66ページ）。

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

【設例⑤－２－２】：欠損控除前所得金額の変動に伴う遮断措置（当初配賦欠損金控除額がある場合）

- ・ 設例⑤－１を前提とします。
- ・ S3社の所得金額の計算に誤り（欠損控除前所得金額の増加）があったため、S3社は修正申告を行います。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社
当初申告	事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)
	欠損控除前所得金額	14,000円	6,800円	4,150円	0円
	前期からの繰越欠損金	5,700円	4,850円	4,600円	700円
	うち 特定欠損金額 非特定欠損金額	2,200円 3,500円	3,050円 1,800円	4,600円 0円	0円 700円
修正申告	欠損控除前所得金額の増加額（＋）	—	—	—	+1,000円
	修正申告後の欠損控除前所得金額	—	—	—	1,000円
	修正申告後の損金算入限度額	—	—	—	× 50/100 → 500円

【S3社の別表七(二)付表一】

10年内事業年度	発生欠損金額の明細	
	特定欠損金額に係る 控除未済額 (当該10年内事業年 度に係る対応事業年 度の別表七(二)「2」)	非特定欠損金額に係る 控除未済額 (当該10年内事業年 度に係る対応事業年 度の別表七(二)「5」)
	4	5
X-1 : 4 : 1 X : 3 : 31	0	700
計		

10年内事業年度	修正申告である場合			
	当初被配賦 欠損金控除額 (当初申告の((18) - (5)) × (20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦 欠損金控除額 (当初申告の((5) - (18)) × (20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控 除額の益金算入額 (22) - (5) (マイナスの場合は0)	調整当初配賦 欠損金控除額 (22) - (23)
	21	22	23	24
X-1 : 4 : 1 X : 3 : 31	0	359	0	359
計	0	359	0	359

⇒ 期限内申告書において他の通算法人に配賦した非特定欠損金額で他の通算法人で控除した金額（61ページの(2)イ参照）
⇒ (700－0) × 0.5125（各金額は58ページ）（配賦欠損金額 × 非特定損金算入割合）

別表七(二)付表二「1」へ転記

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

通算法人が修正申告をする場合の欠損金の当期控除額の計算に関する明細書

事業年度	X: 4: 31 X+1: 3: 31		法人名	S3社	
金の当期控除額の計算					
人額控除後入限度額 （該事業年度の合計額）	当期控除額 （（別表七（二）「2」+（2）と（3）のうち少ない金額）	(4)のうち損金算入特定欠損金額 （（別表七（二）「2」）と（4）のうち少ない金額）	(4)のうち損金算入非特定欠損金額 （（2）と（4）-（5）のうち少ない金額）		
3 円	4 円	5 円	6 円		
500	341	0	341		
額の調整計算					
算入不足額 （別表七「4の計」）	他の当初損金算入超過額の合計額 （別表十八（一）「21の計」）	当初損金算入不足額の合計額 （別表十八（一）「22の計」）	損金算入不足割合 $\frac{(11)}{(12)}$		
0 円	11 円	12 円	13		
0	2,075	2,075	1		
益金算入額がある場合の調整					
当初配賦欠損金控除後の益金算入額 （別表七（二）付表一「23の計」）	益金算入後所得金額のうち当初配賦欠損金控除額の益金算入額に達するまでの金額 （（7）と（17）のうち少ない金額）	益金算入後損金算入限度額 （（7）-（18）× $\frac{50}{100}$ +（18）			
17 円	18 円	19 円			

⇒ 修正申告又は更正の請求において自己で控除可能な非特定欠損金額の控除未済額となります。
⇒ 本設例では、非特定欠損金額に係る控除未済額700（別表七(二)「5」（55ページ）のうち、期限内申告書において他の通算法人へ配賦し控除された359（「1」）を控除した341となります。

⇒ 別表七(二)「2」（55ページ）は0であるため、「2」の341を記載します。

別表七(二)「3」へ転記

別表七(一)「4の計」へ転記

「1」+「6」を別表七(二)「6」へ転記

設例⑤-2-2の表を参照（前ページ）

別表十八(一)「21の計」及び「22の計」より転記
※S3社において、設例⑤-2-1のP社の別表十八(一)（62ページ）と同様に作成します。

⇒ 別表七(二)付表一「21の計」（前ページ）は0であるため、「15」の500を記載します。

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

【設例⑤－２－３】：他の通算法人に配賦した非特定欠損金額が過大であった場合の遮断措置（取戻し調整）

- ・ 設例⑤－１を前提とします。
- ・ S1社の前期（X/3期）の修正申告（欠損金の減少）に伴って当期（X+1/3期）の所得金額が増加することとなったため、当期についても修正申告を行います。

法人名		通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社
当初申告	事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）
当初申告	欠損控除前所得金額	14, 000円	6, 800円	4, 150円	0円
	前期からの繰越欠損金	5, 700円	4, 850円	4, 600円	700円
	うち 特定欠損金額	2, 200円	3, 050円	4, 600円	0円
	非特定欠損金額	3, 500円	1, 800円	0円	700円
修正申告	前期からの繰越欠損金の減少額（▲）	—	▲1, 500円	—	—
	うち 特定欠損金額	—	0円	—	—
	非特定欠損金額	—	▲1, 500円	—	—
修正申告	前期からの繰越欠損金（前期修正後）	—	3, 350円	—	—
	うち 特定欠損金額	—	3, 050円	—	—
	非特定欠損金額	—	300円	—	—

【S1社の別表七(二)付表一】

発生欠損金額の明細		修正申告である場合			
10年内事業年度		10年内事業年度			
特定欠損金額に係る 控除未済額	非特定欠損金額に係る 控除未済額	当初被配賦 欠損金控除額	当初配賦 欠損金控除額	当初配賦欠損金控 除額の益金算入額	調整当初配賦 欠損金控除額
(当該10年内事業年 度に係る対応事業年 度の別表七(二)「2」)	(当該10年内事業年 度に係る対応事業年 度の別表七(二)「5」)	(当初申告の(18)－ (5)×(20)) (マイナスの場合は0)	(当初申告の(5)－ (18)×(20)) (マイナスの場合は0)	(22)－(5) (マイナスの場合は0)	(22)－(23)
		21	22	23	24
X-1 : 4 : 3 X : 3 : 31	3, 050	0	713	413	300
計		0	713	413	300

※当初申告
額…1, 800
(58ページ)

⇒ 期限内申告書において他の通算法人に配賦した非特定欠損金額で他の通算法人で控除した金額がX/3期の繰越欠損金の減少に伴い、当期の非特定欠損金額に係る控除未済額を超えることとなったことから、その超える金額を自己の所得金額の計算上、益金の額に算入します(法64の7⑥)。

⇒ 「22」((1, 800－408) × 0. 5125 (各金額は58ページ))－「5」(300)

⇒ 「23の計」を別表四「42」へ転記します。

⇒ 「23の計」を別表七(二)付表二「17」へ転記します。

5 欠損金の通算（別表七(一)、七(二)、七(二)付表一、七(二)付表二）

通算法人が修正申告をする場合の欠損金の当期控除額の計算に関する明細書

事業年度		法人名		S1社	
金 の 当 期 控 除 額 の 計 算					
金額控除後 限度額 (該事業年度 の合計額)	当 期 控 除 額 ((別表七(二)「2」+ (2)) と (3) のうち少 ない金額)	(4) のうち損金算入 特定欠損金額 ((別表七(二)「2」) と (4) のうち少ない金 額)	(4) のうち損金算入 非特定欠損金額 ((2) と ((4) - (5)) の うち少ない金額)		
3	4	5	6		
円	円	円	円		
3,672	3,050	3,050	0		
額 の 調 整 計 算					
算 入 過 不 足 額 の 調 整					
算入不足額 の別表七 「4の計」	他の当期損金算入超 過額の合計額 (別表十八(一)「21の計」)	当期損金算入不足額 の合計額 (別表十八(一)「22の計」)	損金算入不足割合 $\frac{(11)}{(12)}$		
0	11	12	13		
円	円	円			
141	2,075	2,075	1		
益 金 算 入 額 が あ る 場 合 の 調 整					
当初配賦欠損金控除 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表一「23 の計」)	益金算入後所得金額 のうち当初配賦欠損金 控除額の益金算入額に 達するまでの金額 ((7) と (17) のうち少 ない金額)	益金算入後損金算入限 度額 ((7) - (18)) × $\frac{50}{100}$ + (18)			
17	18	19			
円	円	円			
413	413	3,813			

別表七(二)付表一「24」から転記

⇒ 「7」は、別表七(一)「1」(＝別表四「43の①」)の金額を記載します。
⇒ 本設例では、6,800(54ページ)に当初配賦欠損金控除額の益金算入額413(別表七(二)付表一「23の計」(前ページ))を加算した7,213となります。
⇒ 「8」は、別表七(一)「2」の金額を記載します。
⇒ 本設例では、7,213×50/100＝3,607となります。

別表七(二)「3」へ転記

別表七(一)「4の計」へ転記

「1」+「6」を別表七(二)「6」へ転記

期限内申告書の別表七(一)から計算
⇒ 3,400(54ページ)－3,259(59ページ)

別表十八(一)「21の計」及び「22の計」より転記
※S1社において、設例⑤－2－1のP社の別表十八(一)(62ページ)と同様に作成します。

⇒ 別表七(二)付表一「23の計」に金額の記載がある場合は、「益金算入額がある場合の調整」欄において、調整計算を行います。
⇒ 「17」に別表七(二)付表一「23の計」(前ページ)を転記します。

⇒ 別表七(二)付表一「23の計」に金額の記載がある場合(その通算法人が法第57条第11項各号に掲げる内国法人に該当する場合においてその事業年度が当該各号に定める事業年度であるときを除きます。)には「19」+「9」又は「19」－「14」により計算します。
⇒ 本設例では、3,813(「19」)から141(「14」)を控除した3,672となります。

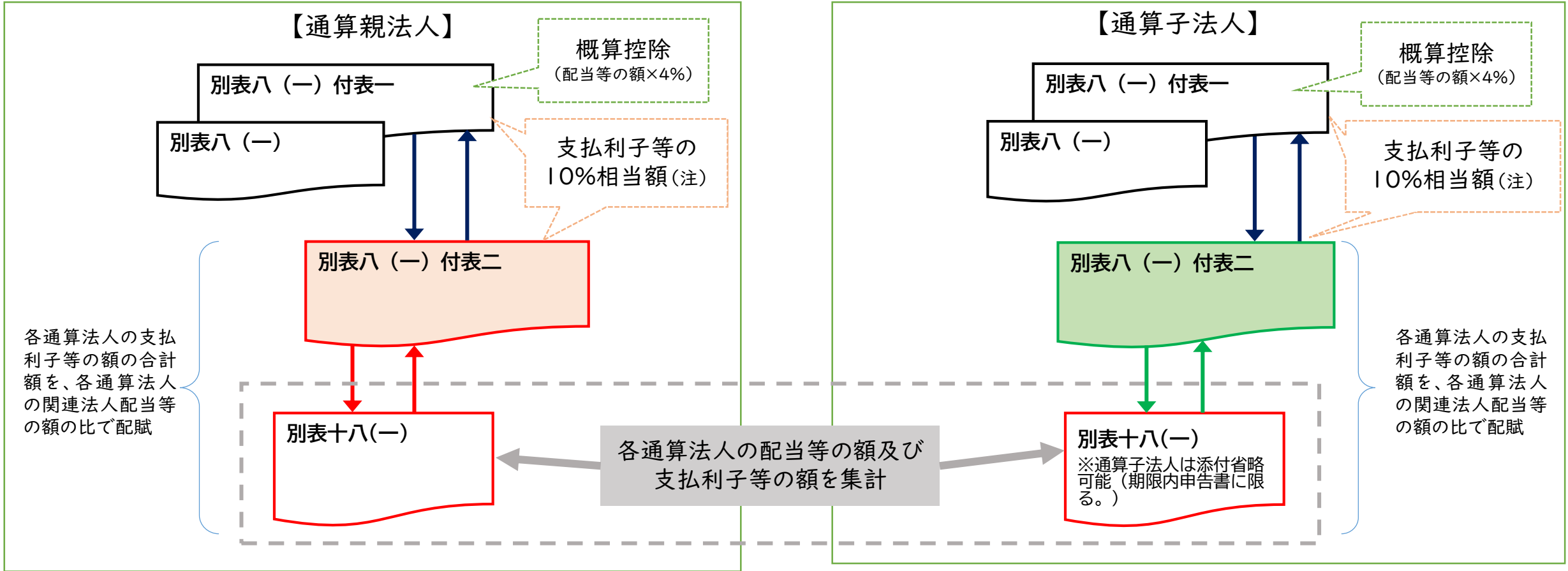
6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

（別表八（一）付表二の作成の目的）

関連法人株式等に係る配当等について法第23条第1項《受取配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合の益金不算入額は、関連法人株式等に係る配当等の額からその配当等の額に係る利子の額に相当する金額を控除した金額となります（法23①、令19①②④）。この表は、通算法人が当期（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において令第19条第2項《関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額》の規定の適用を受ける場合に使用します（※概算控除との選択適用）。→参考：[Q&A問66](#)

（注）令第19条第2項の規定は、支払利子合計額又は適用関連法人配当等の額（関連法人株式等に係る配当等の額で法第23条第1項の規定の適用を受けるものをいいます。）がある全ての通算法人につき、それぞれの確定申告書、修正申告書又は更正請求書に別表八（一）付表一の添付がある場合に限り、適用されます（令19⑨）。

[別表八（一）付表二の使用イメージ]



（注）通算グループ内の全法人が選択する必要がありますので注意してください。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【設例⑥－１】：当初申告において令第19条第２項の規定を適用する場合

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・通算法人間での支払利子等の授受はありません。
- ・P社、S1社及びS2社は支払利子等の額の合計額の10%相当額の控除（令19②）を選択します。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 (期限内申告)
関連法人株式等に係る配当等の額（※）	15,000,000円	6,000,000円	0円
当期に支払う利子等の額	3,000,000円	500,000円	800,000円

（※）全額が益金不算入の対象となる金額に該当します。

➤ 別表八（一）付表一「１」の「適用」に「○」を付します。

支 払 利 子 等 の 額 の 明 細 (注1)	
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算	1 適用・不適用
当期に支払う利子等の額	2 円
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	4
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に 対応する金 (別表十七(一)ち多い金額) 十七の三(二)「17」のうち多い金額)	5
※本設例では該当なし	
支払利子等の額の合計額 (2)－(3)＋(4)	

P社 …3,000,000
S1社… 500,000
S2社… 800,000 (注2)

- (注) 1 各通算法人それぞれが「適用」「不適用」を選択できるわけではなく、通算グループで統一する必要があります。
- 2 関連法人株式等に係る配当等の額がない通算法人（S2社）も支払利子等の額を記載します。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【P社の別表八（一）付表一】

関 連 法 人	法人名	10	X社	
	※本設例では記載省略			
	受取配当等の額	14	15,000,000円	15,000,000円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15	0	0
	益金不算入の対象となる金額 (14)－(15)	16	15,000,000	15,000,000

【S1社の別表八（一）付表一】

関 連 法 人	法人名	10	Y社	
	※本設例では記載省略			
	受取配当等の額	14	6,000,000円	6,000,000円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15	0	0
	益金不算入の対象となる金額 (14)－(15)	16	6,000,000	6,000,000

➡ 別表八（一）付表一「5」及び「16の計」は、別表八（一）付表二を経由して別表十八（一）「29」及び「30」に転記されます（次ページ参照。なお、S2社の別表八（一）付表二の記載は省略しています。）。

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書				事業年度等		法人名	
				X : 4 X+1 : 3		P社	
法人名	1	通算親法人					計
		P社	S1社	S2社	通算子法人別に記載します。		
計							
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)		29	15,000,000	6,000,000	0		21,000,000
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)		30	3,000,000	500,000	800,000		4,300,000

別表十八（一）

通算親法人（P社）の期限内申告書にこの明細書（別表十八（一））が添付されている場合には、他の通算法人の期限内申告書（その通算親法人の期限内申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限ります。）にこの明細書を添付する必要はありません。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【P社の別表八（一）付表二】

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算				支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算			
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八（一）付表一「16の計」)		1	15,000,000	支払利子合計額の配賦割合 $\frac{(1)}{(3)}$		9	0.7142...
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八（一）「29の計」）－(1)		2	6,000,000	支払利子配賦額 (8)×(9)		10	3,071,429
計 (1)+(2)		3	21,000,000	適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1)×0.04		11	600,000
支払利子等の額の合計額 (別表八（一）付表一「5」)		4	3,000,000	支払利子配賦額の10%相当額 (10)×0.1		12	307,143
他の通算法人に対する支払利子等の額		5	0	令第19条第2項の適用の判定 ((11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)		13	該当・非該当
支払利子合計額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)		6	3,000,000	支払利子等の控除額 ((10)+(21))×0.1 (マイナスの場合は0)		14	307,143
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八（一）「30の計」）－(6)		7	1,300,000				
計 (6)+(7)		8	4,300,000				

【P社の別表八（一）付表一】

(1)が「不適用」の場合又は別表八（一）付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04		17			
$\frac{(16)}{(16の計)}$		18	1		1
支払利子等の10%相当額 (((5)×0.1)又は(別表八（一）付表二「14」))×(18)		19	307,143		307,143
支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)－((17)又は(19))		20	14,692,857		14,692,857

別表八（一）「2」へ転記

【S1社の別表八（一）付表二】

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算				支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算			
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八（一）付表一「16の計」)		1	6,000,000	支払利子合計額の配賦割合 $\frac{(1)}{(3)}$		9	0.2857...
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八（一）「29の計」）－(1)		2	15,000,000	支払利子配賦額 (8)×(9)		10	1,228,571
計 (1)+(2)		3	21,000,000	適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1)×0.04		11	240,000
支払利子等の額の合計額 (別表八（一）付表一「5」)		4	500,000	支払利子配賦額の10%相当額 (10)×0.1		12	122,857
他の通算法人に対する支払利子等の額		5	0	令第19条第2項の適用の判定 ((11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)		13	該当・非該当
支払利子合計額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)		6	500,000	支払利子等の控除額 ((10)+(21))×0.1 (マイナスの場合は0)		14	122,857
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八（一）「30の計」）－(6)		7	3,800,000				
計 (6)+(7)		8	4,300,000				

【S1社の別表八（一）付表一】

(1)が「不適用」の場合又は別表八（一）付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04		17			
$\frac{(16)}{(16の計)}$		18	1		1
支払利子等の10%相当額 (((5)×0.1)又は(別表八（一）付表二「14」))×(18)		19	122,857		122,857
支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)－((17)又は(19))		20	5,877,143		5,877,143

別表八（一）「2」へ転記

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【設例⑥－２－１】：令第19条第2項（特例）の適用の判定

- ・ 通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです（当初申告は各社とも期限内申告をしています。）。
- ・ 通算法人間での支払利子等の授受はありません。

法人名	通算親法人 P社		通算子法人 S1社		通算子法人 S2社		通算グループ計
事業年度	自 至	X年 4月 1日 X+1年 3月 31日	自 至	X年 4月 1日 X+1年 3月 31日	自 至	X年 4月 1日 X+1年 3月 31日	
関連法人株式等に係る配当等の額（※） （括弧内は配当等の額×4％）		13,000,000円 (520,000円)		12,000,000円 (480,000円)		0円 (0円)	25,000,000円 (1,000,000円)
当期に支払う利子等の額		7,000,000円		4,500,000円		0円	11,500,000円

（※）全額が益金不算入の対象となる金額に該当します。

○令第19条第2項の適用の判定について

次の①の金額が②の金額以下である場合には、関連法人株式等について適用事業年度（法第23条第1項の規定の適用を受ける事業年度）において受ける配当等の額の益金不算入額から控除される当該配当等の額に係る利子の額は、その適用事業年度に係る支払利子配賦額の10％相当額とすることができます（令19②④）。

- ① その適用事業年度に係る支払利子配賦額の10％相当額
- ② その適用事業年度において受ける適用関連法人配当等の額の合計額の4％相当額

【P社の別表八（一）付表二】

支 払 利 子 配 賦 額 (8)×(9)	10	5,980,000
適用関連法人配当等の額の合計額の4％相当額 (1)×0.04	11	520,000
支 払 利 子 配 賦 額 の 1 0 ％ 相 当 額 (10)×0.1	12	598,000
令 第 1 9 条 第 2 項 の 適 用 の 判 定 ((11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13	該当 非該当

【S1社の別表八（一）付表二】

支 払 利 子 配 賦 額 (8)×(9)	10	5,520,000
適用関連法人配当等の額の合計額の4％相当額 (1)×0.04	11	480,000
支 払 利 子 配 賦 額 の 1 0 ％ 相 当 額 (10)×0.1	12	552,000
令 第 1 9 条 第 2 項 の 適 用 の 判 定 ((11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13	該当 非該当

⇒ 支払利子配賦額…各通算法人の「支払利子合計額」を合計した金額を各通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の比で配賦した金額をいいます（令19④）。

⇒ 通算法人の令第19条第2項の適用の有無については、適用関連法人配当等の額の合計額の4％相当額が支払利子配賦額の10％相当額を超えるかどうかで判定します。
⇒ 本設例においては「11」<「12」となるため、令第19条第2項の適用はありません（原則＝概算控除）。この場合、別表八（一）付表二「14」は記載しません。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【設例⑥－２－２】：概算控除を適用していた通算法人が修正により特例を適用することとなる場合（全体再計算）

- ・ 設例⑥－２－１を前提とします。
- ・ 支払利子等の控除額の計算上、P社が当期に支払う利子等の額が5,000,000円過大になっており、受取配当等の益金不算入額が増加したため、更正の請求を行います。
- ・ P社、S1社及びS2社は支払利子等の額の合計額の10%相当額の控除（令19②）を選択するものとします。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
関連法人株式等に係る配当等の額 （括弧内は配当等の額×４％）	13,000,000円 (520,000円)	12,000,000円 (480,000円)	0円 (0円)
当期に支払う利子等の額	7,000,000円 →2,000,000円	4,500,000円	0円

○遮断措置の適用と全体再計算について（具体的な判定については89ページ以下参照）→参考：[Q&A問67](#)

- ・ 通算事業年度に係る支払利子合計額又は適用関連法人配当等の額の合計額が当初申告支払利子合計額又は当初申告関連法人配当合計額（通算事業年度の期限内申告書に支払利子合計額又は適用関連法人配当等の額の合計額として記載された金額）と異なる場合には、令第19条第2項及び第4項（ともに各号に係る部分に限ります。）の特例の適用上、当初申告支払利子合計額又は当初申告関連法人配当合計額をその通算事業年度に係る支払利子合計額又は適用関連法人配当等の額の合計額とみなすこととされています（令19⑤）。→「[遮断措置](#)」
- ・ 他方、通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次の場合のいずれかに該当するときは、遮断措置を適用しないこととされています（令19⑦）。→「[全体再計算](#)」
 1. 支払利子合計額（当初申告額）の通算グループ合計額の10%相当額が、適用関連法人配当等の額（当初申告額）の通算グループ合計額の４％相当額を超える場合（⇒当初申告において特例を適用できなかったものの正当額によると特例を適用できる場合）
 2. 支払利子合計額（正当額）の通算グループ合計額の10%相当額が、適用関連法人配当等の額（正当額）の通算グループ合計額の４％相当額を超える場合（⇒当初申告において特例を適用していたものの正当額によると特例を適用できない場合）
 3. 法第64条の5第6項《損益通算》の規定（欠損事業年度の全体再計算）の適用がある場合
 4. 法第64条の5第8項の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用がある場合

⇒ 本設例においては、当初申告において特例を適用できなかったものの、正当額によると特例を適用できる場合（上記1.）に該当するため、[遮断措置](#)を適用せずに**全体再計算**をすることとなります（設例⑥－２－１参照）。

なお、S1社の当期に支払う利子等の額は変動しないものの、特例を適用することで関連法人株式等に係る配当等の額から控除する金額が減少（＝受取配当等の益金不算入額が増加）するため、S1社も更正の請求の対象となります。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【P社の別表八（一）付表一（更正の請求）】

支 払 利 子 等 の 額 の 明 細					細	
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算					1	☒ 適用 ☐ 不適用
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額		2	2,000,000	円	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二の三)「10」)	4
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せらるべき資本に対応する						
(別表十七(ち多い金額)又は(別表十七(二の三)「17」のうち多い金額)					支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (2) - (3) + (4)	5
※本設例では該当なし						
						2,000,000

令第19条第2項の規定の適用を受ける場合には、「適用」に○を付します。

【S1社の別表八（一）付表一（更正の請求）】

支 払 利 子 等 の 額 の 明 細					細	
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算					1	☒ 適用 ☐ 不適用
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額		2	4,500,000	円	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二の三)「10」)	4
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せらるべき資本に対応する						
(別表十七(ち多い金額)又は(別表十七(二の三)「17」のうち多い金額)					支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (2) - (3) + (4)	5
※本設例では該当なし						
						4,500,000

（注）S2社は関連法人株式等に係る配当等の額及び当期に支払う利子等の額が0であるため、別表八（一）付表一及び二の添付は不要です。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【P社の別表八（一）付表一（更正の請求）】

関連法人	法人名	10	X社	
	※本設例では記載省略			計
	受取配当等の額	14	13,000,000円	13,000,000円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15	0	0
	益金不算入の対象となる金額 (14)－(15)	16	13,000,000	13,000,000

【S1社の別表八（一）付表一（更正の請求）】

関連法人	法人名	10	Y社	
	※本設例では記載省略			計
	受取配当等の額	14	12,000,000円	12,000,000円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15	0	0
	益金不算入の対象となる金額 (14)－(15)	16	12,000,000	12,000,000

➡ 別表八（一）付表一「5」及び「16の計」は、別表八（一）付表二を経由して別表十八（一）「29」及び「30」に転記されます。

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書				事業年度等	X : 4 : 1 X+1 : 3 : 31		法人名	P社
法人名	1	通算親法人						計
		P社	S1社	S2社	通算子法人別に記載します。			
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29	13,000,000	12,000,000	0	※更正の請求前の支払利子 合計額…7,000,000			25,000,000
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30	2,000,000	4,500,000	0				6,500,000

別表十八（一）

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八（一））を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【P社の別表八（一）付表二（更正の請求）】

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16の計」)	1	13,000,000	支 払 利 子 合 計 額 の 配 賦 割 合 $\frac{(1)}{(3)}$	9	0.52	
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額 (別表十八(一)「29の計」)－(1)	2	12,000,000	支 払 利 子 配 賦 額 (8)×(9)	10	3,380,000	
計 (1)＋(2)	3	25,000,000	適用関連法人配当等の額の合計額の4％相当額 (1)×0.04	11	520,000	
支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (別表八(一)付表一「5」)	4	2,000,000	支 払 利 子 配 賦 額 の 10％ 相 当 額 (10)×0.1	12	338,000	
他の通算法人に対する支払利子等の額	5	0	令 第 19 条 第 2 項 の 適 用 の 判 定 ((11) ≥ (12) の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13	該当・非該当	
支 払 利 子 合 計 額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6	2,000,000	支 払 利 子 等 の 控 除 額 ((10) ＋ (21)) × 0.1 (マイナスの場合は0)	14	338,000	
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」)－(6)	7	4,500,000				
計 (6)＋(7)	8	6,500,000				
修 正 申 告 で あ る 場 合						
再 計 算 要 否 の 判 定	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の 4％相当額 (当初申告の(3))×0.04	15	1,000,000	(19)調整前当初支払利子配賦額 (10)	20	
	当初申告支払利子合計額の合計の10％相当額 (当初申告の(8))×0.1	16	1,150,000	が「非 該 当」 の 場 合	利 子 修 正 額 (6)－(当初申告の(6))	21
	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の 4％相当額 (3)×0.04	17	1,000,000	←調整当初支払利子配賦額 (20)＋(21) (マイナスの場合は0)	22	
	支払利子合計額の合計の10％相当額 (8)×0.1	18	650,000	調整当初支払利子配賦額の10％相当額 (22)×0.1	23	
	法第64条の5第6項の規定の適用がある場 合、(15)＜(16)である場合又は(17)＜(18)で ある場合	19	該当・非該当	調整当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23)－(1) (マイナスの場合は0)	24	

【S1社の別表八（一）付表二（更正の請求）】

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16の計」)	1	12,000,000	支 払 利 子 合 計 額 の 配 賦 割 合 $\frac{(1)}{(3)}$	9	0.48	
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額 の合計 (別表十八(一)「29の計」)－(1)	2	13,000,000	支 払 利 子 配 賦 額 (8)×(9)	10	3,120,000	
計 ※全体再計算の場 合は正当額を記載 します。	3	25,000,000		適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1)×0.04	11	480,000
	4	4,500,000		支 払 利 子 配 賦 額 の 10% 相 当 額 (10)×0.1	12	312,000
他の通算法人に対する支払利子等の額	5	0	令 第 19 条 第 2 項 の 適 用 の 判 定 ((11) ≥ (12) の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13	該当・非該当	
支 払 利 子 合 計 額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6	4,500,000		支 払 利 子 等 の 控 除 額 ((10) + (21)) × 0.1 (マイナスの場合は0)	14	312,000
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」)－(6)	7	2,000,000				
計 (6)＋(7)	8	6,500,000				

※全体再計算の
場合は正当額を記載
します。

別表八（一）付表一「19」へ転記

⇒ 通算法人が修正申告又は更正の請求をする場合には、別表八（一）付表二の「15」から「19」までを記載して全体再計算の要否の判定を行います。「19」が「該当」の場合は全体再計算となり、「非該当」の場合は速断措置が適用されます。
⇒ 通算グループ全体の数値で判定するため、通算法人ごとに判定結果が異なることはありません。
(注) 本設例においては、S1社の記載を省略していますが、P社と同じ金額を記載します。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【設例⑥－２－３】：遮断措置があった場合における控除不足となる金額の益金算入

- ・ 設例⑥－２－１及び⑥－２－２を前提とします。
- ・ S2社の当期に支払う利子等の額1,300,000円が支払利子等の控除額の計算に含まれておらず、益金算入額が生じたため修正申告を行います。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
関連法人株式等に係る配当等の額 （括弧内は配当等の額×４％）	13,000,000円 （520,000円）	12,000,000円 （480,000円）	0円 （0円）
当期に支払う利子等の額	2,000,000円	4,500,000円	0円 →1,300,000円

➤ S2社の修正申告書に添付する別表八（一）付表一「１」の「適用」に「○」を付します。

支 払 利 子 等 の 額 の 明 細			
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算		1	適用・不適用
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額	2	1,300,000円	円
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に 対応する負債		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	4
(別表十七(一)のうち多い金額) 十七の三(二)「17」のうち多い金額)		※本設例では該当なし	
支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (2)－(3)＋(4)		5	1,300,000円

(注) 関連法人株式等に係る配当等の額がない他の通算法人の支払利子合計額及び法第23条の規定の適用を受けない他の通算法人の支払利子合計額も含まれます。

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【S2社の別表八（一）付表一（修正申告）】

関連法人	法人名	10			
	本店の所在地	11			
	受取配当等の額の計算期間	12	：	：	計
	保有割合	13			
	受取配当等の額	14		円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15			円
法人	益金不算入の対象となる金額 (14)－(15)	16			円

➡ 別表八（一）付表一「5」及び「16の計」の金額は、別表八（一）付表二を経由して別表十八（一）「29」及び「30」に転記されます。
※本設例において「16の計」＝別表八（一）付表二「1」は0

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業 年度等		X・4・1 X+1・3・31		法人名		S2社	
法人名		通算親法人				計	
1		P社		S1社 S2社		通算子法人別に記載します。	
計							
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)		29	13,000,000	12,000,000	0	※修正申告前の支払利子合計額…0	
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)		30	2,000,000	4,500,000	1,300,000	7,800,000	

別表十八（一）

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八（一））を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

※修正申告前の支払利子合計額…0

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【S2社の別表八（一）付表二（修正申告）】

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算									
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16の計」)	1	円	0	支払利子合計額の配賦割合	9				
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額 (別表十八(一)「29の計」) - (1)	2		25,000,000	(1) (3)					
計 (1) + (2)	3		25,000,000	⇒ 関連法人株式等に 係る配当等の額につ き法第23条第1項 の規定の適用を受け ない場合には、 「9」から「14」ま での各欄は記載しま せん。 ⇒ 本設例においては、 S2社は関連法人株式 等に係る配当等の額 がないため、記載し ません。	10	円			
支払利子等の額の合計額 (別表八(一)付表一「5」)	4		1,300,000		11				
他の通算法人に対する支払利子等の額	5		0		12				
支払利子合計額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		1,300,000		13	該当・非該当			
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」) - (6)	7		6,500,000		14				円
計 (6) + (7)	8		7,800,000						
				((10) + (21)) × 0.1 (マイナスの場合は0)					
修 正 申 告 で あ る 場 合									
再 計 算 要 否 の 判 定	15	円	1,000,000	(19) 調整前当初支払利子配賦額 (10)	20				円
	16		650,000	が「非」 利子修正額 (6) - (当初申告の(6))	21	1,300,000			
	17		1,000,000	該 調整当初支払利子配賦額 (20) + (21) (マイナスの場合は0)	22	1,300,000			
	18		780,000	の 調整当初支払利子配賦額の10%相当額 (22) × 0.1	23	130,000			
	19	該当・非該当		場 当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23) - (1) (マイナスの場合は0)	24	130,000			

⇒ 遮断措置が適用される場合は期限内申告書の別表八（一）付表二「10」から「12」までの各欄の金額（既に修正申告書（その修正申告書の別表八（一）付表二「19」に「該当」と記載されているものに限ります。）の提出又は更正（その更正に基づき記載するものとした場合に「19」が「該当」と記載されることとなるものに限ります。）がされていた場合（以下「既に修正申告等があった場合」といいます。）には、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書のうち、最も新しいもの（以下「直近修正申告書等」といいます。）に基づき「10」から「12」までの各欄の金額として計算される金額）をそれぞれ記載します。

⇒ 既に修正申告等があった場合には、「15」、「16」及び「21」は、直近修正申告書等に基づき「3」、「6」及び「8」の金額として計算される金額を、それぞれ「当初申告の(3)」、「当初申告の(6)」及び「当初申告の(8)」の金額として、その各欄の金額を計算します。
⇒ 「19」が「非該当」＝遮断措置が適用されます。
⇒ 遮断措置が適用される場合において、「適用関連法人配当等の額の合計額1」が「調整当初支払利子配賦額22」の10%相当額に満たないときは、その満たない部分の金額（「24」）を益金の額に算入することとされています（令19⑥）。

別表四付表「4」へ転記

6 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）

【S2社の別表八（一）付表一（修正申告）】

支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書

支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書				事業年度 X X+1		4 3		1 31		法人名		S2社	
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細													
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算													
1 適用・不適用													
株式等	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04		17										
	同上以外の場合 $\frac{(16)}{(16の計)}$		18										
	支払利子等の10%相当額 (((5)×0.1)又は(別表八(一)付表二「14」))×(18)		19	円	円	円	円						
	支払利子等控除後の受取配当等の額 (16)－((17)又は(19))		20										

別表八（一）付表一

⇒ 本設例においては、S2社は関連法人株式等に係る配当等の額がないため、記載しません。

【S2社の別表四付表（修正申告）】

通算法人の所得の金額の調整に関する明細書

事業年度		X		X+1		X+2		法人名	
		X		4		1		S2社	
		X+1		3		31			
区分		総額		処		分			
				留		保		社外流出	
		①		②		③			
他の通算法人に対する通算法人株式の譲渡損失額		3						その他	
当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (別表八（一）付表二「24」)		4	130,000					※	130,000
通算法人に係る加算額		5						外※	

別表四付表

⇒ 別表八（一）付表二「24」から転記

7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

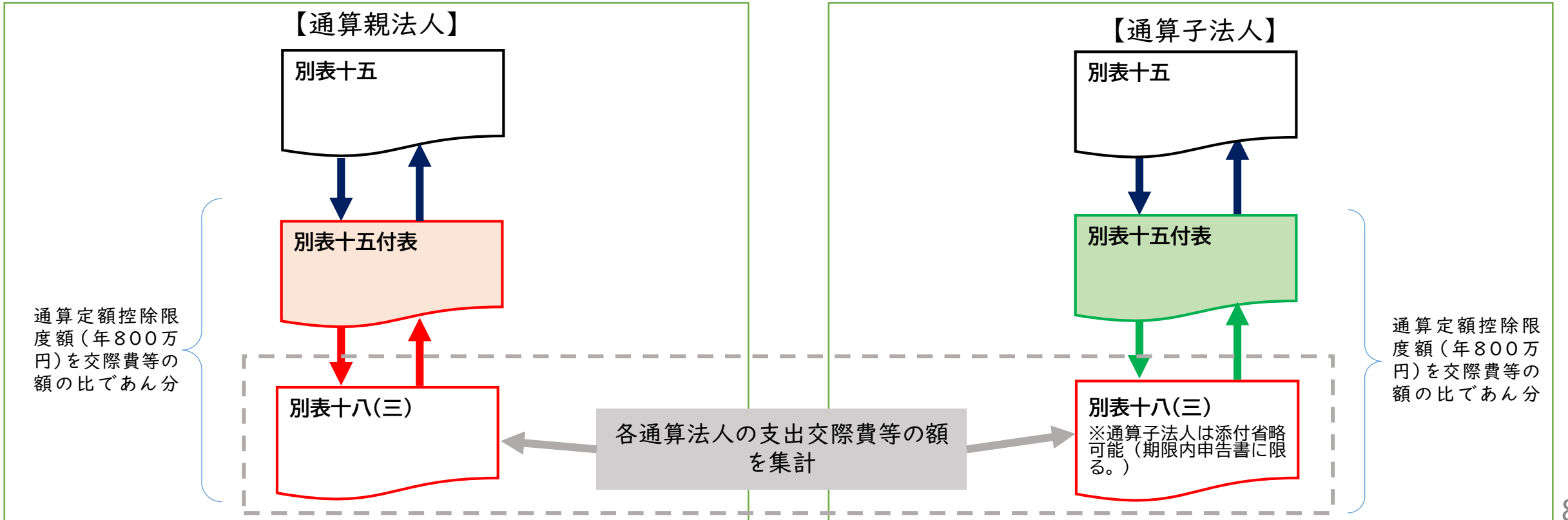
（別表十五付表の作成の目的）

中小法人（※1）については、接待飲食費に係る損金算入の特例（措法61の4①）に代えて、定額控除限度額（※2）を超える交際費等の額を損金の額に算入しない金額とすることができるとされています（措法61の4②）。この表は、措法第61条の4第3項《交際費等の損金不算入》に規定する通算法人がその適用年度（その通算法人に係る通算親法人の適用年度終了の日に終了するものに限り。）において同条第2項の規定の適用を受ける場合（同条第3項第2号口に規定する他の通算法人がその適用年度終了の日に終了する事業年度において同条第2項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に使用します。

（※1）通算法人の当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等一定の法人に該当する場合におけるその通算法人は、この特例の対象法人になりません（措法61の4②二）。具体的な判定については、「[交際費等の損金不算入（定額控除限度額の特例）における中小法人等の判定](#)」を参照してください。

（※2）通算法人に対する中小法人に係る損金算入の特例における定額控除限度額は、別表十五付表で計算した通算定額控除限度分配額となります。なお、交際費等の額を支出する他の通算法人の全てにつき、それぞれの確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に別表十五付表の添付がある場合に限り適用されます（措法61の4⑤）。

〔別表十五付表の使用イメージ〕



7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

【設例⑦－１】：当初申告における通算定額控除限度分配額の計算

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・P社、S1社及びS2社はいずれも中小法人に該当します。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
事業年度	自 X 年 4 月 1 日 至 X + 1 年 3 月 3 1 日 (期 限 内 申 告)	自 X 年 4 月 1 日 至 X + 1 年 3 月 3 1 日 (期 限 内 申 告)	自 X 年 9 月 1 日 至 X + 1 年 3 月 3 1 日 (中 途 加 入 ・ 期 限 内 申 告)
支出交際費等の額 (うち接待飲食費の額)	543, 000円 (500, 000円)	800, 000円 (300, 000円)	20, 000, 000円 (0円)

【P社の別表十五付表】

➤ 別表十五「１」の金額を記載します。

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

支 出 交 際 費 等 の 額	1	円
(別表十五「1」)		543, 000

【S1社の別表十五付表】

➤ 別表十五「１」の金額を記載します。

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

支 出 交 際 費 等 の 額	1	円
(別表十五「1」)		800, 000

【S2社の別表十五付表】

➤ 別表十五「１」の金額を記載します。

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

支 出 交 際 費 等 の 額	1	円
(別表十五「1」)		20, 000, 000

7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社
------	-------------------	-----	----

法人名	1	通算親法人 P社	S1社	S2社	計
法人番号		※本設例では記載省略			
納税地	2				
事業年度	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・9・1 X+1・3・31	・ ・
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	24	543,000	800,000	20,000,000	21,343,000

別表十八(三)

通算親法人（P社）の期限内申告書にこの明細書（別表十八(三)）が添付されている場合には、他の通算法人の期限内申告書（その通算親法人の期限内申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るもの）にこの明細書を添付する必要はありません。

通算子法人別に記載します。

【別表十五付表】

支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」) - (1)	2	円
計 (1) + (2)	3	円

通算定額控除限度額
 $(800万円 \times \frac{12}{12})$

通算定額控除限度分配額
 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$

通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を記載します。

8,000,000

P社 ... 203,533
S1社 ... 299,864
S2社 ... 7,496,603

「3」 ≥ 「4」 の場合には、別表十五「3」へ転記

P社 ... 543,000
S1社 ... 800,000
S2社 ... 20,000,000
別表十八(三)「24」へ転記

P社 ... 20,800,000
S1社 ... 20,543,000
S2社 ... 1,343,000

21,343,000

7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

○接待飲食費に係る損金算入の特例との選択適用について
通算グループ内の法人ごとに、中小法人に係る損金算入の特例を適用せず、接待飲食費に係る損金算入の特例（※）を適用する選択をすることが可能です。
（※）通算法人の当該適用年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合におけるその通算法人は、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人とならないこととされています（措法61の4①）。

交際費等の損金算入に関する明細書			事業 年度	$\frac{X}{X+1} \cdot \frac{4}{3} \cdot \frac{1}{31}$	法人名	P社	
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	543,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	250,000
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) $\times \frac{50}{100}$	2		250,000	損金不算入額 (1)-(4)	5		293,000
中小法人等の定額控除限度額 (1)と (100万円 $\times \frac{1}{12}$)又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額	3		203,533				

交際費等の損金算入に関する明細書			事業 年度	$\frac{X}{X+1} \cdot \frac{4}{3} \cdot \frac{1}{31}$	法人名	S1社	
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	800,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	299,864
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) $\times \frac{50}{100}$	2		150,000	損金不算入額 (1)-(4)	5		500,136
中小法人等の定額控除限度額 (1)と (100万円 $\times \frac{1}{12}$)又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額	3		299,864				

交際費等の損金算入に関する明細書			事業 年度	$\frac{X}{X+1} \cdot \frac{9}{3} \cdot \frac{1}{31}$	法人名	S2社	
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	20,000,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	7,496,603
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) $\times \frac{50}{100}$	2		0	損金不算入額 (1)-(4)	5		12,503,397
中小法人等の定額控除限度額 (1)と (100万円 $\times \frac{1}{12}$)又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額	3		7,496,603				

通算グループ内に中小法人に係る損金算入の特例を適用する法人が1法人でもある場合には、交際費等の額を支出する他の通算法人の全てについて、通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書（別表十五付表）を添付する必要があります。

7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

【設例⑦－２－１】：更正通知書（全体再計算）が送達された場合の計算過程

- ・ 通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・ P社、S1社及びS2社はいずれも中小法人に該当します。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	
事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	通算グループ計
支出交際費等の額 （接待飲食費の額は0とします。）	4,300,000円	3,200,000円	8,500,000円	16,000,000円
当初申告の通算定額控除限度分配額 （別表十五付表「5」）	2,150,000円	1,600,000円	4,250,000円	8,000,000円
当初申告の損金不算入額（別表十五「5」）	2,150,000円	1,600,000円	4,250,000円	8,000,000円

- ・ X+2年Y月にP社、S1社及びS2社は要旨以下の内容が記載された更正通知書を受領しました。
 - ① 更正の対象となった事業年度：自X年4月1日至X+1年3月31日（X+1/3期）
 - ② この更正が法第64条の5第6項の規定を適用するものであること
 - ③ S1社の支出交際費等の額が3,000,000円増加して6,200,000円となること
 - ④ 全体再計算の結果、交際費等の損金不算入額がP社2,489,474円、S1社3,589,474円、S2社4,921,052円となること

○遮断措置の適用と全体再計算について（具体的な判定については89ページ以下参照）→参考：[Q&A問73](#)

- ・ 通算定額控除限度分配額の計算上、交際費等の額が当初申告交際費等の額（通算事業年度の期限内申告書に交際費等の額として記載された金額）と異なるときは、当初申告交際費等の額を交際費等の額とみなすこととされています（期限内申告における交際費等の額の計算に誤りがあった場合においても、通算定額控除限度分配額は変わらないこととなります。）（措法61の4③三）。→「[遮断措置](#)」
- ・ 他方、通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次の場合のいずれかに該当するときは、遮断措置を適用しないこととされています（措法61の4③四）。→「[全体再計算](#)」
 - 1. 遮断措置を適用しないものとした場合における別表十五付表「計3」の金額が「通算定額控除限度額4」の金額以下である場合
 - 2. 法第64条の5第6項《損益通算》の規定（欠損事業年度の全体再計算）の適用がある場合
 - 3. 法第64条の5第8項の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用がある場合

⇒ 本設例（全体再計算）の内容を別表十五付表に記載するとした場合の記載例は次ページのとおりとなります。

7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

事業年度	X・4・1	X+1・3・31	法人名	
------	-------	----------	-----	--

別表十八(三)

法人名	1	通算親法人	P社	S1社	S2社			計
法人番号			※本設例では記載省略					
納税地	2							
事業年度	3		X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31		※期限内申告書の支出交際費等の額 …3,200,000	
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	24		4,300,000	6,200,000	8,500,000			19,000,000

【別表十五付表】

P社 … 4,300,000
S1社… 6,200,000
S2社… 8,500,000
別表十八(三)「24」へ転記

P社 …14,700,000
S1社…12,800,000
S2社…10,500,000

19,000,000

支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	円	通算定額控除限度額 (800万円× $\frac{12}{12}$)	4	円
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」) - (1)	2				
計 (1) + (2)	3		通算定額控除限度分配額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$	5	

・ P社 … 1,810,526 (△ 339,474)
・ S1社 … 2,610,526 (+1,010,526)
・ S2社 … 3,578,948 (△ 671,052)
(※括弧内は期限内申告書との差額)
⇒ 全体再計算を行う場合の通算定額控除限度分配額は、更正に係る別表十五付表「1」及び「3」の金額により計算します。
⇒ 別表十五「3」に転記します。

7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

【設例⑦－２－２】：全体再計算後に支出交際費等の額が変動する場合（遮断措置）

・ 設例⑦－２－１の更正後、S2社のX+1/3期の支出交際費等の額が1,000,000円過大であることが判明したため、更正の請求を行います

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	
事業年度	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	自 X年 4月 1日 至 X+1年 3月 31日 （期限内申告）	通算グループ計
当初申告の支出交際費等の額	4,300,000円	3,200,000円	8,500,000円	16,000,000円
当初申告の通算定額控除限度分配額 （別表十五付表「5」）	2,150,000円	1,600,000円	4,250,000円	8,000,000円
当初申告の損金不算入額（別表十五「5」）	2,150,000円	1,600,000円	4,250,000円	8,000,000円
更正後の支出交際費等の額	4,300,000円	6,200,000円	8,500,000円	19,000,000円
更正後の通算定額控除限度分配額 （別表十五付表「5」）	1,810,526円	2,610,526円	3,578,948円	8,000,000円
更正後の損金不算入額	2,489,474円	3,589,474円	4,921,052円	11,000,000円
更正の請求に係る支出交際費等の額	—	—	8,500,000円 →7,500,000円	19,000,000円 →18,000,000円
更正の請求に係る損金不算入額	—	—	3,921,052円	—

【設例⑦－２－１】

⇒ 本設例においては、全体再計算の要件を満たさないため、S2社のみ更正の請求の対象となります。

7 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社
------	-------------------	-----	-----

別表十八(三)

修正申告又は更正の請求をする通算法人は、この明細書（別表十八(三)）を修正申告書又は更正請求書に添付する必要があります（添付を省略することはできません。）。

法人名	1	通算親法人	P社	S1社	S2社	計
法人番号		※本設例では記載省略				
納税地	2					
事業年度	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31	※更正の請求前の支出交際費等の額 ...8,500,000	
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	24	4,300,000	6,200,000	7,500,000		18,000,000

【S2社の別表十五付表（更正の請求）】

支出交際費等の額 (別表十五「1」)	1	7,500,000	通算定額控除限度額 (800万円× $\frac{12}{12}$)	4	8,000,000
他の通算法人の支出交際費等の額の合計額 (別表十八(三)「24の計」)－(1)	2	10,500,000			
計 (1)＋(2)	3	18,000,000	通算定額控除限度分配額 (4)× $\frac{(1)}{(3)}$	5	3,578,948

(S2社の別表十五「3」に転記)

⇒ 修正申告又は更正の請求をする場合において、遮断措置が適用されるときは別表十五付表「5」には、期限内申告書の別表十五付表「1」及び「3」の金額により計算した金額を記載します。
(注) 既に通算事業年度について全体再計算（85ページ3.の場合を除きます。）による修正申告書の提出又は更正がされていたときは、その修正申告書又は更正に係る更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「1」及び「3」の金額として計算される金額により、「5」の金額を計算します。

⇒ 本設例における別表十五付表「5」の計算過程は、
 $8,000,000 \times 8,500,000 / 19,000,000 = 3,578,948$
(※設例⑦－2－1参照)となります（交際費等の額の計算に誤りがあった場合においても、通算定額控除限度分配額は変わらないことになります。）。

Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー

- ⇒ グループ通算制度においては、通算グループ内の他の通算法人の期限内申告におけるグループ調整計算の基礎となる数値の計算に誤りがあった場合には、その数値は当初申告額に固定され、誤りがあった法人についてのみ修正申告又は更正の請求の対象になります（遮断措置）。ただし、一定の要件を満たす場合には、この遮断措置を適用しないこととされています（全体再計算）。
- ⇒ 全体再計算については、グループ調整計算に係る各規定に共通した要件（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）のほか、各規定の目的に応じた制度固有の要件が定められています。
- ⇒ ここでは、グループ調整計算に係る各規定の分類を整理するとともに、具体的な判定フローを紹介しています。

グループ調整計算に関する各規定（遮断判定に係る主なもの）	本記載例の 該当ページ	全体再計算となるための要件			判定フロー
		法64の5⑧の 規定（注1）	法64の5⑥の 規定（注2）	制度固有 の規定	
交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額）（措法61の4③四）	85～	○	○	○	判定フローA
通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額（令19⑦）	73～	○	○	○	判定フローB
損益通算（法64の5⑥⑧）	48～	○	○	—	判定フローC
欠損金の通算（法64の7⑧）	60～	○	○	—	
中小通算法人等の軽減対象所得金額（法66⑨）	9～	○	○	○	判定フローD
外国税額控除（法69⑯⑰）	18～	○	—	○（注3）	—
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4⑯⑰）	32～	○	—	—	—

（注） 1 「法64の5⑧の規定」とは、法第64条の5第8項《損益通算》の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用があることをいいます。すなわち、法第64条の5第8項の規定が適用される場合には、全ての規定について遮断措置は適用されずに全体再計算となります。
なお、この要件は税務署長が判断するものになりますので、次ページ以降の判定フローでの説明は省略しています。

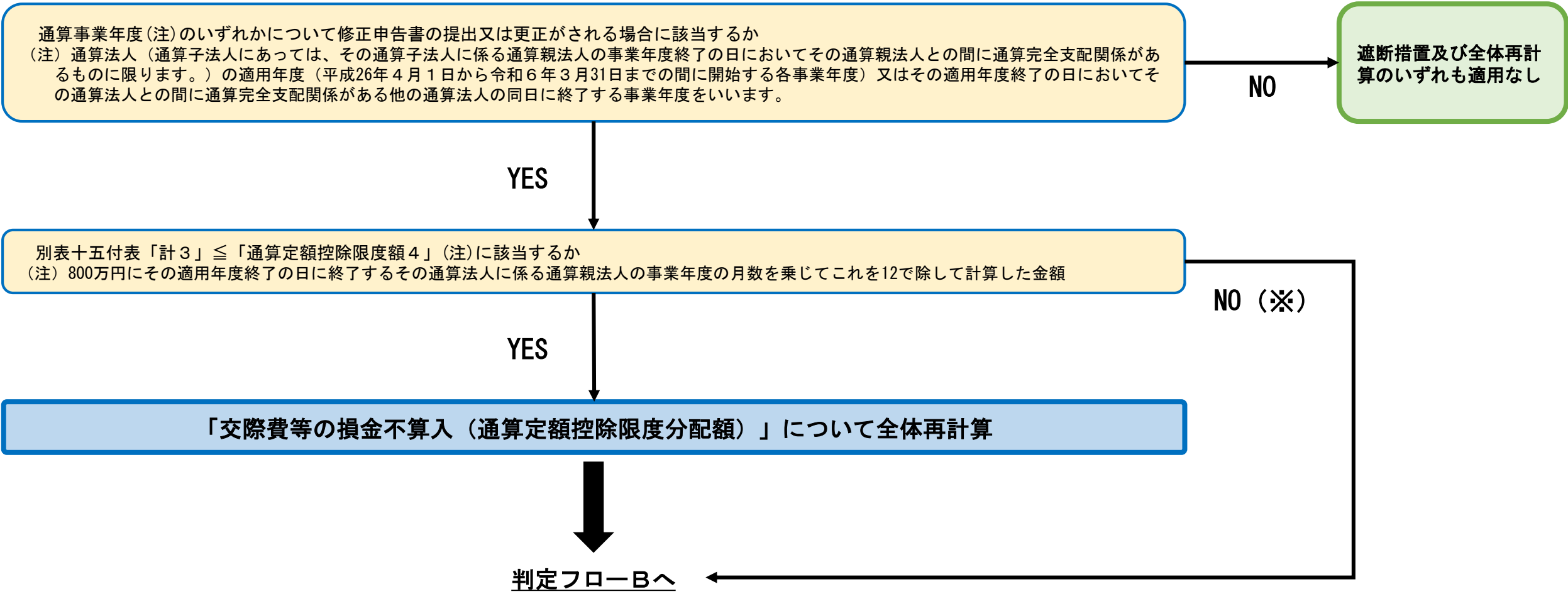
2 「法64の5⑥の規定」とは、法第64条の5第6項の規定（欠損事業年度の全体再計算）の適用があることをいいます。

3 外国税額控除については、全体再計算ではなく当初申告税額控除額固定解除措置及び当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置に係る要件となりますが、これは主に税務署長が判断するものになりますので、次ページ以降の判定フローでの説明は省略しています。

⇒ 例えば、「中小通算法人等の軽減対象所得金額」については、法第64条の5第6項又は第8項の規定が適用されない場合であっても、制度固有の規定に該当するときは全体再計算となります。「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」については、法第64条の5第8項の規定が適用される場合に限り全体再計算となります（法第64条の5第8項の規定が適用されない場合には、常に遮断措置が適用されます。）。

Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー

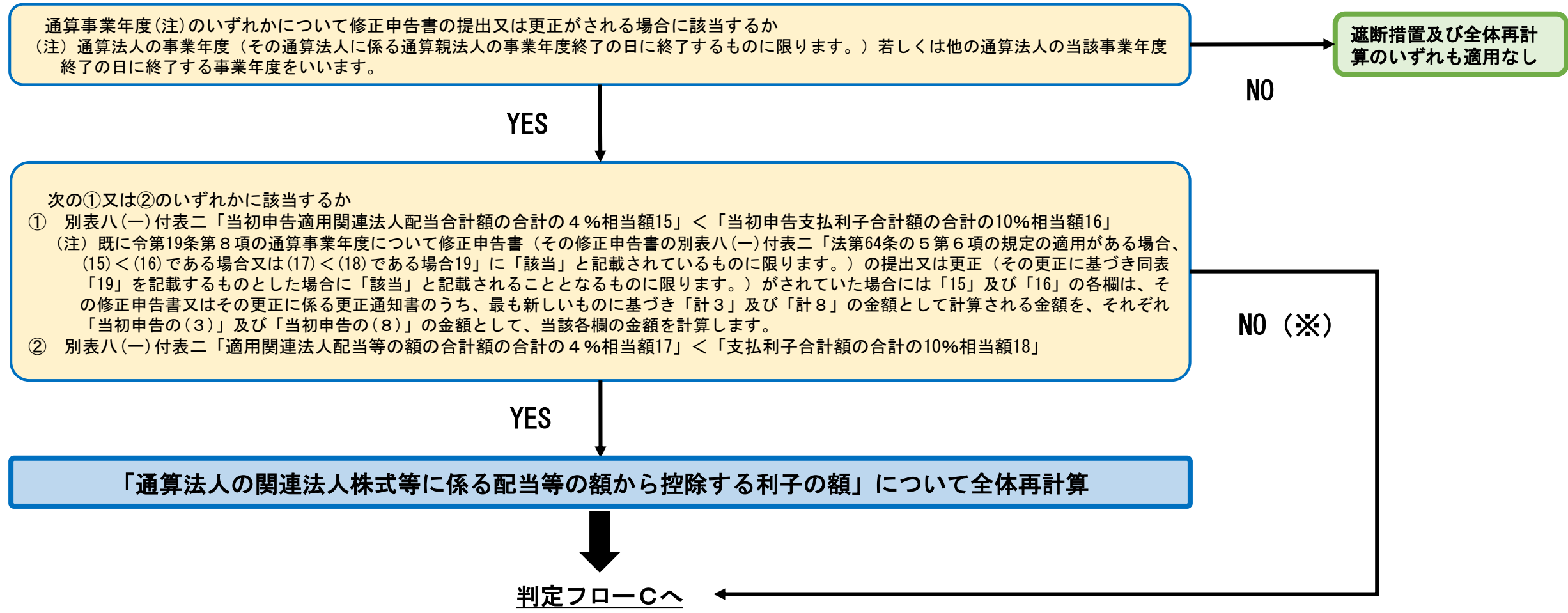
判定フローA（交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額））



(※) この段階では遮断措置を適用するかどうかの判定結果は出ず、判定フローC（損益通算、欠損金の通算）の判定結果に従います。
⇒ 判定フローCの判定結果が「遮断措置」となる場合は「交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額）」についても遮断措置が適用され、「全体再計算」となる場合は「交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額）」についても全体再計算が適用されます。

Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー

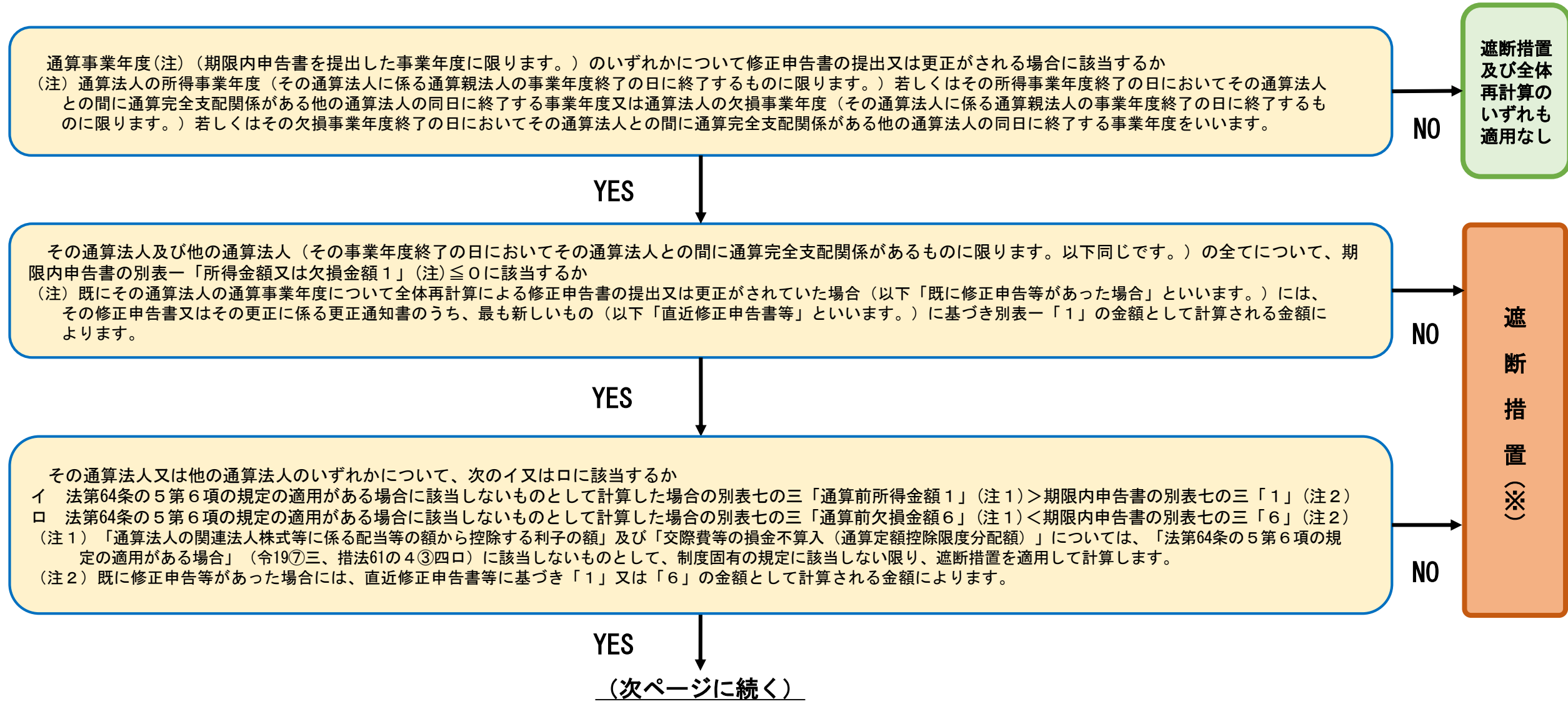
判定フローB（通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）



(※) この段階では遮断措置を適用するかどうかの判定結果は出ず、判定フローC（損益通算、欠損金の通算）の判定結果に従います。
⇒ 判定フローCの判定結果が「遮断措置」となる場合は「通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額」についても遮断措置が適用され、「全体再計算」となる場合は「通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額」についても全体再計算が適用されます。

Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー

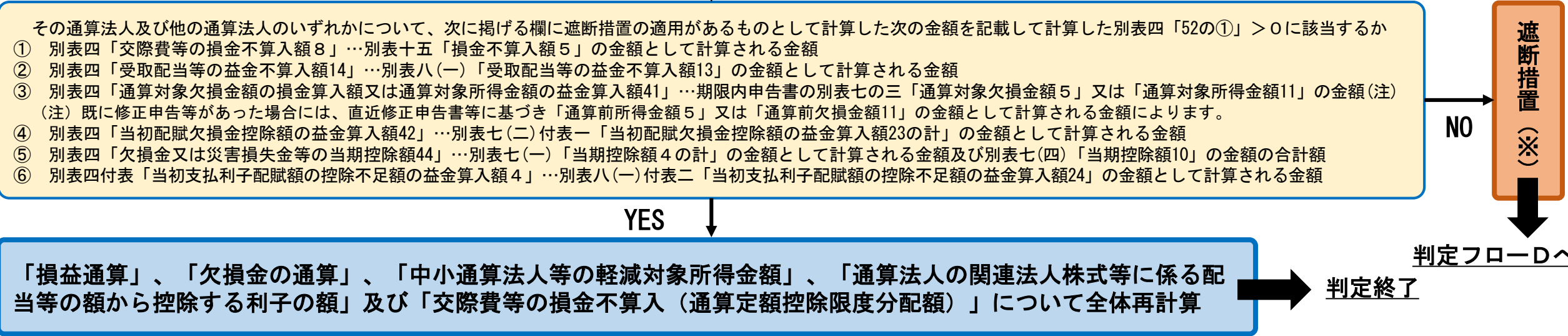
判定フローC（損益通算、欠損金の通算）



(※) 「遮断措置」と判定された場合は、「交際費等の損金不算入 (通算定額控除限度分配額)」及び「通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額」(制度固有の規定により全体再計算と判定されるものを除きます。以下同じです。)についても遮断措置が適用されます(判定フローA及びBの(※)参照)。

III 遮断措置・全体再計算の判定フロー

判定フローC（損益通算、欠損金の通算）



判定フローD（中小通算法人等の軽減対象所得金額）

